

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成23年3月16日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 .....	2
質疑（渡辺慎吾委員、安藤薫委員、野原修委員）	
議案第18号の審査 .....	43
補足説明（生涯学習部長）	
質疑（安藤薫委員、南野直司委員）	
議案第22号の審査 .....	50
議案第25号の審査 .....	50
議案第19号の審査 .....	50
質疑（安藤薫委員）	
採決 .....	52
閉会の宣告 .....	53

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成23年3月16日(水) 午前9時58分 開会  
午後3時41分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	野原 修	委員	南野直司
委員	渡辺慎吾	委員	安藤 薫		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	馬場 博	同部理事	市橋正己		
同部次長兼学校教育課長	前馬晋策	同部参事兼教育研究所長	以登田 毅		
総務課長	岩見賢一郎	同課参事	日垣智之	学務課長	大橋徹之
学校教育課参事	谷田 学	人権教育室長	北橋ひとみ	教育研究所参事	平尾俊次
生涯学習部長	宮部善隆	生涯学習スポーツ課長	小林寿弘	同課参事	上 清隆
青少年課長	門川好博	市民図書館長	池上敦実		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 寺前和恵

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第18号 摂津市民図書館等協議会条例制定の件  
議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第25号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第19号 摂津市教育センター条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野原委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑はありませんか。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 前は、非常にハプニングがありまして、また、2日間大変な状況である中、それぞれ対応される方々が大変なこととお察し申し上げます。

それでは、質問したいと思いますが、ちょっと忘れてますので、前回、どなたがどういう発言をしたか。重なると面、多々あると思いますけれど、御面倒ですけどもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

まずは、教育総務課安全対策のことなんですけれど、ページは言いません。言うたら大体担当の方はわかってはると思いますので、時間の無駄やと思いますので。

安全対策、幼稚園、小学校の安全対策で、今、青色パトロール等、それから受付員等を配置されて、小学校の安全対策のこと、万全な体制でとらえてると思うんですが、その上に、防犯カメラといいますか、学校の正門とか、校門のところに防犯カメラを設置して、よりその安全対策を図られるお気持ちはないのか、お聞きしたいと思います。

それから、教育研究所関係ですね。不登校等の教育相談、心理治療というふうに書いてあるんですけど、どういうような心理治療をされるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、学校教育課の部活動の件なんですけれど、学校のクラブ活動は大変

大切であるということで、教育長以下、皆さんそのような形で御答弁されておられますが、ここ10年で廃部になったような部とか、また新たに創設された部はあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じことなんですけど、中学校の部活動指導者派遣とありますけれど、外部から何人、そのような部活動の面倒をみに派遣されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、教科書採択事業の件なんですけれど、今後の中学校の教科書採択が平成23年度ということで、どのようなタイムスケジュールのもと行われるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、学力定着度調査事業、ことし、どのような状況で行われるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、次に小中一貫教育推進事業ですね。小学校で小学校6年間の教育課程をあまり終えてない子が中学校に行って、更なる教育の格差が生じるのではないかということで、小中一貫してやろやないかという、そういうことも一つの事象として行われるわけですけど、そのような実態、きちっと小学校課程でそれなりの子どもたちが、一応課程を終了して中学校にしっかりと行っているのかどうか、そういうことをお聞かせ願いたいと思います。

学校補助員配置事業、ちょっと問題がある。問題があるというのは語弊なんですけれど、ちょっと騒がしい学校にそういう補助員を配置して、そういう形で補助を行うということだとは思いますが、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

それから、学校教育相談員配置事業、これ新規となっておりますが、初任者等

の教職員の育成、それから学校教育相談員配置とありますけれど、新任の先生が来られて、たちまち子どもたちに接したときに、大学、それから教育実習等で学んだこと以外のいろんなこと、想定外のことを、やっぱりあるというふうに思います。

特に、今メンタル面で非常に新任の先生方が、大変な状況だというふうにお聞きしましたし、また、社会全般的に自殺者が3万人以上ということで、その中でも教職員の自殺が多いということをお聞きしましたので、どのようなフォローをされているのか、お聞きしたいと思います。

それから、スクールガード・リーダー配置事業、これもどういふ方々が配置されているのか、平成23年度、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、土曜つながり推進事業、これは代表質問でも言いました。土曜日にボランティアを募って子どもたちの補習ということができないか、というような形で代表質問でも質問させていただきましたけれど、この土曜つながり推進事業にそれを加えていくということができないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、国旗・国歌のことに关してですけど、これは、代表質問でも質問させていただきましたけれど、私が議員になった当時から、卒業式、入学式において、しっかりと国歌を歌い、国旗を掲揚するというこゝで、ずっと要望してきたことなんですけれど、その中で、学習指導要領が変わったり、いろいろあったんですけど、実際、今現在においても子どもたちは歌ってないし、先生方も歌ってない。以前よりは改善されたと言いつつも、まだそういう状況の中で、どのような指導をされたのか、そのことをお聞

きしたいと思います。

それから、これも代表質問をさせていただきましたけれども、全国学力・学習状況調査ですけど、代表質問では東大阪市の例をあげさせていただいて、ある程度目標を持って、わかりやすい目標、東大阪市の3年で大阪府の平均、そして5年で全国平均に持っていくということ、そういう形をされておられるということで質問をしたんですけど、御答弁の中には、平均正答率を30%未満の割合ゼロを目標にということと言われてました。これね、いつまで、いつを目標にそれを行えるのか、そのことをお聞かせ願いたいと思います。

それから、小学校へのクーラーの設置なんですけれど、非常にクーラー設置に関しては、皆さんええことやということで、いわれておりますけれど、ただ、ここで考えなくてはならないのは、クーラーを受け付けない子どもたちもいると思うんです。御婦人方でも、クーラーがきつかったりということで、よくひざ掛け等をされておる方も多いんですけど、子どもの中でやっぱり病弱の子どもたちというのは、そのクーラーに対してアレルギーあるし、例えば、家庭の教育の方針で、うちは一切クーラーをつけないという家庭もあると思います。そういうことに関しては、どのように対応されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、第6集会所の件ですけど、来年度はしっかりと建物を調査して、そして、多くの方々の意見を聞きながら、今後の運用ということをされるということなんですけれど、私はもっともっと発信していただきたいのは、行政だけで第6集会所を自分らの宝物やと思われることより、もっともっと広く多くの市民、そして大阪府民にアピールする必要がある

んじゃないか。

行政だけの手であそこをつくり上げるんじゃないくて、市民の手を借りながら、あそこをつくり上げていくことも必要なので、これはまず啓発をしっかりとすることが必要ではないかと思えますけれど、その点の御意見をお聞きしたいと思えます。

それから、小学校の修学旅行の件なんですけれど、これも私ちよくちよく質問させていただいておりますけれど、今、修学旅行はどの方面に行かれるのか。そして、またその扱う業者も、以前のように1業者がこの北摂全部を扱っているのか、そういうこともお聞きしたいと思えます。

それから、摂津音楽祭の件なんですけれど、予算の面とか、費用対効果とか、いろいろ以前においても私は質問させていただいたんですけれど、音楽祭は定着して、それなりに全国的にもそれなりの価値があるものというふうにお聞きしておりますし、私もそういうふうにお思っております。

ただ、音楽祭にせっきやく予算を六百数十万円使うんですから、やっぱりきちっとした効果というか、影響を与えることも必要だと思えます。しかし、ずっと閑散としたような状況やし、その音楽祭自体が、一部の愛好者だけがやっているような、一つの音楽祭にどうしてもとらえてしまう。

そういう点で、毎年、いろいろな面で質問させていただいたんですけれど、今度はどのような方法で、どのような工夫をして、集客を図ってやられるのかどうか、それをお聞きしたいと思えます。

それから、こども会対策なんですけれど、これも決算でもお話させていただきましたけれど、その決算の私の意見を聞

いて、平成23年度はどのような工夫をされるのか、それをお聞かせ願いたいと思えます。

以上で、1回目は終わります。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、渡辺委員の1回目の御質問の中、教育総務課にかかります御質問に対しまして、御答弁申し上げます。

まず、学校の安全対策、小・中学校、また青色パトロール、受付員ということでの御質問で、より学校内の安全対策を図る上で、防犯カメラ設置ということの御質問にお答えさせていただきます。

先日の委員会でも御答弁させていただいておりますけれども、大阪府の交付金が本年度で打ちきりとなり、来年度から市単費の事業ということになるわけでございますけれども、他市におきましては、警備会社などによります学校の安全を実施しておりますけれども、この交付金がなくなることで、実質取りやめをされたり、最後のこの交付金で、オートロックや監視カメラなどを設置する学校も、他市ではあるというふうにお思っております。

本市の教育委員会といたしましては、この交付金が終了いたしましても、地域の子どもは地域で見守るということで、ボランティアの方々による受付員制度を実施して、子どもの安全、学校の安全を地域の方々の目で確認をしてみたいと考えております。

ただ、以前にも御質問があったように記憶がございます、学校の夜間等の侵入対策や、そのときの監視カメラ、防犯カメラを付けることによって、その侵入者の検挙といいますか、役に立つのではないかとということであったかと思えます。

本来、そうすることによって、確かに

夜間の侵入等、犯人を検挙することには効果的であろうかと思えますけれども、全市的に考えまして、夜間の公園等もどうするのかということでもございますので、このことにつきましては、市全体、公共施設全体の問題であるというふうに考えます。

続きまして、エアコンの設置に伴いまして、エアコンを受け付けない子どもたちの対策、病弱な子どもということで、家庭ではエアコンをつけていないという方々への対策・対応ということもございますけれども、やはり、今回、エアコンを設置させていただきますのは、今年の猛暑もそうでございますけれども、夏の暑い教室、室温の高い教室の中で、なかなか子どもが集中して学習できないということもございますので、今回、中学校に引き続き、エアコンを設置させていただくところでございます。

なお、中学校におきましても、この室温におきましては、徹底管理を先生方をお願いをいたしまして、夏場は28度、冬場につきましては20度という設定をいたしまして、適正な室温を徹底して管理していただいているところでございます。

したがいまして、どうしてもクーラーの位置、席、クラスの席の位置によっては、空調の風等が直接当たってしまうという方々もおられるとお察しします。

したがいまして、やはり、カーディガン等を着ていただくというような対応で、学校にはお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。  
○柴田繁勝委員長 以登田参事。  
○以登田教育総務部参事 不登校等の対応にかかわりましての心理治療について、

御答弁させていただきます。

当方では、主に二つの方法で心理治療を行っておりますのですけれども、一つは、カウンセリングというものでございます。これは、カウンセラーと面談をしまして、カウンセラーからその子の思いだとか、考え方だとか、気持ちだとかを聞き出しまして、気持ちの整理をしたり、特にその悩みをお持ちのお子さんは、自分探しをしているわけで、これをカウンセラーとともにいろいろな話をしたり、子どものそういう思いを引き出していきまして、生きていく力をつけるというようなことをしております。

それから、もう一つは、いわゆるプレイセラピーというものなのですが、当方でよく行っておりますのは、箱庭療法というのをしています。

これは、白い砂が入っておりまして、その上に人形だとかいろんな造形物を置きながら、はた目では遊んでいるわけなんですけれども、それは自分の気持ちを箱庭の画面の中につくっていくというようなことで、真ん中に大きな川をつくってみたりとか、自分の家の周りを強いもので守ってみたりとか、自分はここにいる、そして、両親はここにいるとか、その距離がうんとあったりとか、宗教的なものをそばにおいてみたりとか、いろんな形でその子の気持ちを整理するために、そういういろいろなおもちゃのようなものも使いながら箱庭をつくって、それを見ることによって、またはつくることによって、その子の気持ちがわかったりとか、その子が自分の気持ちについて気づきがあったりとかというような形で心理治療を進めております。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。  
○前馬教育総務部次長 それでは、学校教育にかかわります御質問に、御答弁申

上げます。

まず、部活動にかかわっての御質問でございますが、この10年、各中学校で指導者の関係で、廃部されたり、また復活したりした部は、球技でいえば、例えばラグビー、サッカー、バスケットボール、バレーボール、このような部で若干、数が変わったりはございます。

また、女子の体操部であるとか、そういった部につきましても、指導者の関係で、今ではございません。外部指導者の人数でございますが、平成21年度が13名、今年度につきましては、12名の外部指導者が学校のほうに派遣されております。

例えば、吹奏楽であるとか、あるいはサッカー、バスケットボール、バレーボール、美術、このような部に、外部指導者が派遣されておる現状でございます。

続きまして、平成23年度に行われます中学校の教科書採択のタイムスケジュールでございます。

基本的には、教育委員会が最終的に、その権限と責任において採択を実施してまいります。細かい日程については、まだ府から示されてはおりませんが、恐らく7月の末までに採択を済ませることになろうかと思っております。

今年度の場合も、8月のはじめに、若干ずれた市もございますが、7月の末から遅くとも8月のはじめに採択を、最終的に行ってまいります。

それへ向けて、選定委員会への諮問、あるいは選定委員会が調査員を置くと決定しましたら、調査員の調査研究活動を行いまして、調査員から選定委員会への報告、そしてまた、その報告を元にして、選定委員会で答申をまとめて教育委員会に答申を上げる。

更に、その後、教育委員会で教科書に

ついて、答申、あるいは大阪府が作成します選定資料を元にしながら、採択の作業に入っております。

続きまして、学力定着度調査の平成23年度の実施につきまして、御説明申し上げます。

平成22年度につきましては、学力定着度調査の事業を活用しまして、全国学力・学習状況調査の希望利用の調査を活用し、抽出に加えて対象学年で悉皆で行いました。その希望利用にかかわって、採点あるいは集計の業務を委託してまいったわけでございます。

平成23年度につきましては、全国学力・学習状況調査につきましては、抽出校のみの参加を行います。これは、府の学力・学習状況調査が悉皆調査であることから、全国につきましては、抽出のみと決定させていただいたところでございます。

先立っての御質問にも御答弁申し上げましたが、小学校2年生の当初の時期に、いわゆる義務教育のスタートに当たって、学校生活が、どの程度定着しているかを確認するような実態調査を行いたいと考えております。

それは、小中一貫教育、あるいは就学前教育の充実と関連したものであり、義務教育のスタートが確実に切れているかどうかを確認したいと思っております。

続きまして、小中一貫教育にかかわって、小学校での教育課程がきちんと修了しておるのかどうか、そのような御質問に対しての御答弁でございます。

もちろん、すべて確実に身につけておるかどうかについては、我々にとっても自信のないところもございます。全国学力・学習状況調査におきましては、小学校の状況は、かなり改善されてきており



ます。しかし、中学校でのさまざまな課題というのは、小学校で身につけたことが剥落している状況があると、我々とはとらえております。

したがって、小学校で身につけたものが、更に確実に定着するように、取り組みを行っていく必要があると考えております。そのために、各1年、1年をきちんと積み重ね、義務教育を修了させたい。つまり、小学校の1年生段階から毎年確実に習得させる中で、生きる力を確実に育てていきたい。そのための小中一貫教育の推進と御理解をたまわればと思っております。

続きまして、中学校の学級補助員の現在の状況です。

スタートの時点では、警察OB、児童養護施設のOBを配置しまして、特に課題のある生徒に対しての相談活動、あるいは教室に入れないような生徒に対しましての、別室での学習指導の補助を中心に当たってまいりました。

現在も、その状況については変わっておりません。現在、新たに児童養護施設のOB、そしてまた、元中学校の教員を配置して、先ほど申し上げたような生徒に対して、相談活動、あるいは学習指導の補助を行っております。

特に、不登校気味であったり、あるいは遅刻傾向のあるような生徒に対して、登校したときに、いろいろな形で相談をしたり、話をしたり、悩みを聞いたり、そのことが学校生活を安定しておけることのきっかけにもなっているような状況はございます。

続きまして、学校教育相談員配置事業にかかわって、教職員のメンタルヘルスは、非常に重要な課題でございます。

学校での保護者対応も含めまして、非常に課題は多岐にわたっております。そ

の中で、特に校長の所属教職員に対しての言葉がけ、それから状況把握が重要であると考えております。

私どもは、さまざまな形で、校長に対してのヒアリングを行っております。学力の問題、教育長が行っております評価・育成システムにかかわる面談、そのような中で、常に校長がどのように現在の教職員の状況をとらえているのか、教育委員会のほうでも把握しておるところでございます。

幸い、メンタル面で病気になられる方の数そのものは、現在、本市では減っております。しかし、さまざまな課題を抱える中で、教職員が苦勞しておることも事実でございます。

今後も、校長がいかに教職員をフォローするか、そしてまた、その校長を教育委員会が支えていくかが、我々は課題であると思っておりますし、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

続きまして、スクールガード・リーダーの配置事業でございます。

これまで、このスクールガード・リーダーにつきましては、警察OBの方を配置してまいりましたが、次年度も警察OBの配置を現在考えております。

本日も、朝、登校状況等を見回ってきた様子を、その警察OBの方は伝えにこちらへ来ていただきました。その中で、タイムリーに課題を把握できておる状況はございます。警察OBで、しかも摂津警察に配属されておった方でございますから、通学路につきましても、隅々まで把握しており、課題についても細かく状況を把握し、その課題解決のために、我々にも助言をいただいております。

続きまして、土曜つながり推進事業でございます。

この事業につきましては、5月、7月、9月、12月、3月の第2土曜に開催しておるつながり集会というのがございまして、障害のある児童、あるいは本市の義務教育の学校を卒業した方も含めまして、地域でなかなかつながりというものがもてない中で、年間5回ではございますが、集まる中で、地域においてのつながりをより強化していこうと、そのような事業でございます。

したがって、土曜日の補習とは若干、この中身は異なるものでございます。土曜日の補習につきましては、代表質問でも御答弁申し上げましたが、まず、教育センターを利用しまして、土曜日に毎週、年間を通しまして40回から45回程度になるかと思っておりますが、小学生を対象に、土曜日のしゅくだい広場を開催しようとして今計画を練っております。最終のところまで来ておりますので、近々その具体については、公表できると考えております。

続きまして、国旗・国歌の指導にかかわる問題でございます。

以前よりも改善されたと、そのように先ほどおっしゃっていただいたんですが、まだまだ完全に児童・生徒が歌えておるか、あるいは教職員も歌えておるかという状況につきましては、歌えていない状況もあるというのは事実でございます。

そのような中で、教育委員会で指導してまいったのは、小学校に対しては、音楽において全学年で君が代をいかに指導するかでございます。時間数もそうですが、歌えるように指導するというを中心、各学校に対して、校長を通じて指導をしてまいりました。全校で、全学年で音楽の時間に指導してきた実態はございます。

それから、これは小・中学校でござい

ますが、特別活動のいわゆる儀式で、儀式の中でも卒業式、入学式において国旗を掲揚し、国歌を斉唱することについて指導するものとする、と指導要領では定められておりますが、特に予行演習で実際に歌ったのかどうか、あるいは予行演習の中で、児童・生徒に行くことの意味の指導や説明をしたのかどうか、我々はそれを重要視してまいりました。

過日行われました、中学校の卒業式の予行においても、適切に予行演習では指導されてきたと聞いております。状況としましては、各学校からも報告を受けておりますし、出席いただいた方々からも、さまざまな御意見をちょうだいしております。その中で、確実に前年度に比べて、国旗・国歌の件については、進歩したとは聞いておりますが、今後取り組み、指導を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、学力の目標にかかわってでございます。

東大阪市では、3年で府の平均値を上回る、5年で国の平均値を上回る、そのようなことを目標とされておると、先日も代表質問でもお伺いしたところがございます。

本市といたしましては、平均正答率30%未満の児童・生徒をゼロにしていきたいと考えております。10年後に、平均正答率30%未満の児童・生徒がゼロになっているという姿を、総合計画においてもお示したところがございます。

ただ、10年後にそれを実現するというよりも、我々としては一日も早くその姿を実現したいと考えております。そして、具体的に平均正答率30%未満の児童・生徒の数を減らすことで、一日も早く府の平均、あるいは全国の平均に達することを目指しております。

3年後、5年後を目標に数値を出すことも大事かもしれませんが、まず毎年の調査を行うに当たっては、府や全国平均を上回ることを目指しておるといことは、学校あるいは教職員も前提としてはあろうかと考えておりますし、我々もやる以上は、これまで学んだことがいかに定着しておるかということ測るものでございますから、定着しておることを目指して、日々教育実践を行っておりますし、そのような姿があらわれることを望んでおるところでございます。

続きまして、小学校の修学旅行の実態でございます。

現在、小学校の修学旅行につきましては、主に広島方面、広島市平和公園を中心に訪れまして、宿泊先が例えば、大久野島になりましたり、その他周辺の地域で宿泊するという現状でございます。

また、最終的な選定業者につきましては、本市の場合につきましては、現状では1社になっております。

ただし、小学校10校中9校は、複数社の見積もりを実施し、比較し検討した上で業者選定を行っております。残る1校につきましても、複数見積もりを今後検討するということであり、平成22年度につきましても、なかなかその場所を抑えられる業者が少ない中で、複数社見積もりができなかったということを聞いております。

修学旅行の宿泊先等でございますが、一昨年でしたか、不幸な事故が秋吉台のホテルで起こりました。例えば、秋吉台でのホテルも、実は小学校の修学旅行を受け付けておるところは二つしかございませんでした。その中で、一つのホテルが閉鎖されまして、結局一つのホテルが残ったのみになる。そのホテルを押さえるに当たって、業者との関連等もござい

まして、行き先を決めた場合に、たくさんの方から見積もりを取ることが困難な状況もございます。

ただ、1社だけの話を聞くのでは、問題もあるということで、現在、ほぼすべての学校で複数社の見積もりを行い、検討をしているという実態でございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ課にかかわります2点につきまして、御答弁させていただきます。

まず、1点目、第6集会所の件でございますけれども、第6集会所につきましては、大阪府下でも数少ない大正時代の芝居小屋でございます。

現在、教育委員会のほうから文化財保護審議会に、摂津市の指定文化財の候補といたしまして諮問をしております。今後、摂津市の指定文化財として指定する予定でございますが、指定後の保存及び活用方法につきましては、土地は、地元の方の共有名義、また、建物についても、地元から寄附をいただいたということもございまして、地元自治会、地元の方々の御意見をお聞きする中で、いろいろな判断が必要であらうかと考えております。

ただ、第6集会所につきまして、具体的に、市民にどう周知していくのかということでございますけれども、当然、指定されれば市のホームページであったり、市の広報、またマスコミへの情報提供等は必要であらうかと考えます。また、文化財保護条例の中でも、第51条で市民の観覧に必要なと認めるものについては、所有者等の同意を得て標識であったり、説明板、その他の施設を設置することができるとなっております。

このようなことから、第6集会所を指定した折には、その建物を説明する標識であったり看板、こういったものを設置

する必要があらうかと考えております。

また、市民の方への周知でございますけれども、文化財保護法18条の中でも、市指定の有形文化財の公開は所有者が行うとなっております。今現在、市の所有である集会所でございますので、例えば、その第6集会所の施設見学会をすることであったり、地域の方々に、旧の一津屋公会堂であった当時のお話を聞く場をもつとか、そういったことで多くの方に第6集会所を知っていただき、摂津から文化を発信する場になるのではないかと考えております。

次に、摂津音楽祭でございますけれども、平成23年度の取り組みでございます。

平成23年度は、10月14日、15日、16日に予選を行いまして、11月6日に本選を行う予定でございます。

現在、摂津音楽祭の運営委員会を中心に、詳細について詰めておりますけれども、広報のお知らせ版やホームページ、ポスター、チラシなどの配布によりまして、市内はもとより近隣市、他府県への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、平成21年度からは市のホームページのトップページの中に音楽祭のバナーをつくりまして、そこからいろいろな音楽祭の情報を取れるようにしておりますが、多くの方に関心を持っていただき、アクセス数も多くなっているところでございます。

また、市民の方も、音楽祭をやっているのをなかなか知らなかったとか、そういういいのをやっているとわかっていない方も多いいということ、通りすがりの人にも音楽祭、今やっていますよ、摂津ではこういう音楽の行事をやっていますよ、ということで音楽祭の横断幕を設置

したり、周辺のお店の方々に御協力をいただきまして、店舗の軒先に小さな音楽祭のバナーフラッグを20枚程度掲出いただいております。

今年度もそういった方々の御協力を得ながら、地域全体で文化ホールの周辺の方の御協力をいただきながら、音楽祭を盛り上げていただけたらなと思っております。

また、音楽祭の本選でございますけれども、市民の方々に音楽を聴いていただいて、その気に入った音楽家の方を投票していただく聴衆審査員制度というのを導入いたしておりますが、昨年度は129名の方に御参加をいただきまして、クラシック音楽に親しんでいただいたところでございます。

あと、音楽祭のPR事業といたしまして、市役所のロビーコンサート、また、小・中学校へ音楽祭の出場者の方に出向いていただきまして、リトルカメリアのミニコンサート、また、市内在住の音楽家の方と音楽祭の受賞者の方が一緒に行っていただくフレッシュコンサート、こういったことも開催しておりますけれども、これらの事業の中で、もう既に音楽祭は日程が決まっております。早目、早目のうちに音楽祭の事業をPRして、一人でも多くの方に足を運んでいただけるような取り組みができるよう、頑張っていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 門川課長。

○門川青少年課長 そしたら、青少年課にかかわります御質問に、御答弁させていただきます。

平成23年度、こども会をどのような方向に持っていくのかとのお問いと思っております。このこども会の目的であります、地域社会で異なった年齢の子どもたちとふれあう中で、家庭や学校では得られな

い貴重な経験をし、知恵や生きる力を身につけるために、この活動をしていただいております。

青少年課のほうでは、野外活動的な分野で、中学校校区でございますが、野外炊飯とか、キャンプ、室内レクリエーション等、そういったことについて、こども会を通して事業展開をしております。

それと、1日かけまして兵庫県の生涯学習センターのほうで、これは嬉野台になるんですけども、そちらのほうにつきましても、中学校校区単位でそういった事業に参加していただいております。

今年度2月になるんですけども、自治会に対してアンケート調査をさせていただきました。113自治会がありまして、回答をいただいているのが88%でした。まだ、ちょっと分析はまだできていないんですが、いろんな事業に対して、自治会を通して健全育成のために図っていただいておりますので、今後その自治会等いろんな関係団体と協働しながら、こども会加入の促進を進めていきたいと思っております。

平成21年から平成22年のこども会の加入の関係なんですけれども、平成21年度は、75単位クラブであります。平成23年2月現在で、78団体になりまして、摂津小校区で2団体、味舌小校区で1団体のこども会がふえております。

今後、学校等を通しまして、例えばこども会等の加入促進等をPRができるのであれば、一人でも多くの子どもが加入できるように進めていきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 答弁が終わりました。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 委員長、補正のことを質問するのを忘れてましたので、足して質問します。

○柴田繁勝委員長 はい、2回目です。

○渡辺慎吾委員 まず、子どもの安心・安全の件ですけど、予算が削られてしまって、その中でやっていくのは大変だと思っておりますけれども、ただ、言えることは、やっぱり子どもたちの安全というのは、何においても一番これは最優先すべきことなので、代表質問で質問させていただいたように、今いろいろ犯罪の抑止と、犯罪防止と、例えば不幸にして犯罪が起きたときも、その犯人検挙につながるというのは、この防犯カメラが物すごく今クローズアップされているわけです。

やっぱりそういう面でも、当然、そういう受付員とか、そういう方々もおられるわけですけど、決して屈強な若者がやってはるといことじゃないわけですから、やっぱりそれなりの、第一線を離れた方々がボランティアでやっておられるということなんで、そういう点も考えますと、きょうび、いっぱい子どもたちをめぐる、本当に理解に苦しむような方もおられるわけです。だから、子どもの命をおもちゃみたいと思っている人も現実におるし、つい二、三週間前にそういう事件ありましたよね。

そういう方々が、人権問題もあって、いろんな公的機関が介入できない状況でおられるわけですから、しっかりとそういう防犯対策は万全に期するにこしたことはないわけであって、そういう点で、何とか工面しながら、その防犯カメラを設置する、そういう考えはないのか、もう一遍ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

それから、心理カウンセリングの件なんですけれども、非常にその内容はよくわかりました。これは、予算ですから、過去はどうやったというのは、あんまり聞くことはあれなんですけれども、ただ、そう

いう点で、例えば何人ぐらいの不登校の相談が来て、その不登校の子どもがそういうカウンセリング療法によって、どのぐらい、それから立ち直ったかということをお聞かせ願いたいなと思います。

それから、教職員のメンタルの件なんですけれど、非常に学校の先生、大変やと思います。モンスターペアレント等で保護者もいろいろな考え方の方おられますし、特に、新任の先生いうたら、私も経験あるんですけど、なめてしまうんですよね。新しく入ってきた先生というのは、非常に緊張しながら入ってこられて、生徒としてはええ餌食といいますか、言葉は悪いんですけど、からかうにはちょうどええ存在になるという形で僕はおったわけです。

そういう点で、非常に子どもたち、また先生間、それから保護者、そういうことで三派攻撃じゃないんですけど、そういう点を、うまく調和を取れない新任の先生もたくさんおられると思いますし、それが新任じゃなくてもベテランの先生にもやっぱりそういう方もおられると思いますので、そういう点でよりフォローできるような対応をやらしてもらわんことには、非常にこれからの金の卵ではないけれども、これからの子どもたちを担っていただく職員が、それでつぶされてしまうようではあかんので、そういう点をしっかりとフォローしていただきたい、これ要望にしておきます。

それから、クラブ活動なんですけれど、特定のクラブはそういう形で廃部になっても、また復活するということがあるということで御答弁いただいたんですけど、その新たにクラブをつくりたい、例えば、体育協会に私は属してますけれど、体協に属しておるいろんな種目があるわけですね。

その中で、毎回評議会においては、その子どもたちの実績、大人たちの実績、大阪府下でこうやったとか、ああやったとか、僕らはよう聞くんですけど、悲しいかな、そのクラブがないということで、そういう優秀な子どもたちがつぶれてしまうような、そういうこともあるわけです。

当然、先生方としたら、いろんなことで忙しいのに、ややこしいこと持ってこんといてくれと思うかもしれません。しかし、クラブの価値というのは、私なんか特にそうですわ、高校のときに、おまえ何家や言われたら、剣道家ですと言うし、私は、大学のときに何学部や言うたら剣道部ですと言いますし、本当にクラブの中で育てて来たような人間なんですけれど、そのことによって、いろんな人間的な上下関係とか、そういうことをしっかりと教えられて、学校教育の中に当然部活動はあるんですけど、しかし、先生に教えられなかったことでも、その先輩に教えられたこととかたくさんあるわけであって、そのクラブ活動の充実といわれるんやったら、新たに子どもたちやら、それから保護者の中から上がってきたら、当然、その練習する場所等の問題もあるかもしれんけれど、しっかりとそれを校長が受けとめて、また、教育委員会がそのことを受けとめて、そういうクラブが将来的に子どもたちにとってプラスになるんやということがわかったら、しっかりとその教育委員会も巻き込んだ議論をすべきというふうに思うんです。

それを校長に任せてあるから、もう校長、学校があかん言うたらあかんのですというように、そのような対応では、クラブに力を入れてますって教育委員会が言われるんやったら、そういうことではあかんというふうに思いますので、その

点も御答弁お願いしたいと思います。

それから、教科書採択のスケジュールはわかりましたので、肅々と公正にやっていただきたいというふうに思います。

それから、学力定着度調査事業も、これもよくわかりました。

それから、小中一貫の事業の推進ですけど、本当に9年間で僕は一つの大きな義務教育課程においての流れなので、どこかが詰まってしまったら、そこで、もうその先が壊死してしまうというか、完全に機能を果たさないようになる、人間の体もそうですけれど。

そういう形で、やっぱりどっかで詰まったら、そこを通るように、すべて順調に流れるような形の教育というのが一番いいというふうに私は思います。

だから、その点はしっかりと小・中学校の先生方にスクラムを組んで取り組んでいただきたい。そのことが、すべてにつながっていくと思うんですよ。全国の調査とかいろいろありますけれど、そういう点につながっていくと思いますので、その点をしっかりとお願いしたいと思います。これも要望しておきます。

それから、学級補助員の配置事業、現実にはどの学校で何人ぐらい配置されるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、さっきも言いましたように、学校の先生は、保護者からの要望をまじめやからすべて聞かなあかんというような感じで、すべて受けとめてしまう先生もおられると思います。

これも、さっきの初任者のメンタルヘルスにつながっていくと思うんですけど、学校教育相談員配置事業に関してなんですけれど、その辺は先生方からもしっかりと保護者に言うべきだと思うんですよ。これはできるけれどこれは家庭でやってくれ、これは学校でやるということ、

明確にやっぱり言わなあかんというふうな、そのような時代に来てるんじゃないかと思うんです。

先生方はまじめやから、言われたらもう全部受けとめて、全部こなさなあかんと思うから、いろいろなことで大変な状況になるのであって、逆に家庭教育のことを我々に責任を負わされても困りますというようなことで、はっきりと言わなあかんし、そういう仕分けも明確にすべきと違うかなと思います。これも、単なる私の意見ですから、要望です。

それから、このスクールガード・リーダーですけど、これも何校に何人配置する予定なのか、お聞かせ願いたいと思います。

土曜つながり推進事業、これもわかりました。

それから、土曜のしゅくだい広場の件にからめて、これもよくわかりましたので、よろしくお願ひします。もうちょっとしたら具体化して、されるわけですね、了解しました。

それから、国旗・国歌の件ですけど、ずっと歌えるように指導しているというふうにおっしゃいましたけれど、私、おとつい、二中のほうに行ってきました。代表質問の答弁調整のときにもやっているということをお聞きしましたので、非常に私は期待をして卒業式に臨んだんですけど、やっぱり子どもたちはほとんど歌ってなかったですね。それと、やっぱり歌ってない先生方もたくさんおられました。こういうことは、本来、あんまりやあやあ言うべきことやないんですわ。当たり前のことなんです。

当然、教育者というのは教育公務員ですよ。やっぱり決まり事の中で、そういう文部科学省なり、それから府、市の教育委員会なりで決まったことに関して

は、公務員である限りは、しっかりとそのことを遵守してやるというのは、これ当たり前のことなんです。

私は、はじめの問題として言うてるんですよ。それぞれの思想のことは、どうこう言うつもりはないわけです。そういう思想も持ってはるというのは、これは自由なことなので。ただ、こういう教育のもとにやりなさい、これはほんなら結果はどうかということになったら、結果がゼロやったら、これは教育者として不適切なんですよ。

例えば、九九の問題なんかでも、答弁のときにも言いましたけれど、九九を授業でやってくれと言われて、試験をやったらほとんど0点やった。いや、私ちゃんと教えてますよ、でも、試験をやったら0点やった。それを、ちゃんと教えてますよと言って、ああそうかで済みますかいうんです。当然、これは、教えておる先生に問題があるということになるわけですよね。ほんなら、その問題ある先生をどうするかいうことです。

今、国際化、国際化いうて世間ではいわれますよね。英語教育が必要やとか、今、インターネット等で非常に国境がなくなるとか、世界でもいろんな問題起きてますよ、問題やら事件が起きてますよね。これは、本当にそういう国際化のあらわれというふうに思うんですけど、国際的なマナーというのは当然あるんですよ。

当然、海外においては、さまざまな式典、独立記念日があります。さまざまな式典においては、やっぱり国旗掲揚、国歌斉唱ということはやっておられると思いますし、それが世界の常識なんです。若者たちが世界に乗り込もうと思ったら、世界の常識をしっかりと知っとかなあかん。

そういう点を、文科省もそれぞれの教育委員会もわかった上で、この学習指導要領を改定して、こういうことは、よりしっかりと教えなさいということになるとるわけですよ。子どもたちがそういうマナーも知らんと外国に行って、特にその国家意識のきつい国で、そういう式典のときにそんな態度を取ったときに、どういようなことを思われるか。また、直接危害を被ることもあるかもしれません。それは、子どもたちの意思じゃないんですよ。知らされてなかったということなんです。サッカーで教えてもうとるようなこともあるわけですよ、サッカーで。そのようなことが現実におこっている。

内心の自由があるといわれることがあるけれど、子どもたちには教育を受ける権利もあるわけですよ。ほんなら、その先生が気に入らんからいうて、それを教えないことを押し付けるといのはおかしい話であって、押し付けを許さないいうて、自分の考え方を押し付けとるみたいなもんですよ、これは。教えなさいいう、そういう指導があるわけですから、そんなこと許されていいのかということなんです。

先日も、私の家に韓国の留学生が来たんですよ。そこで、留学生同士のコミュニケーションのとり方とかいろいろ話を聞いたんですけど、まず、いろんな国々の留学生が来たときに、まず、自己紹介をする。ほとんど英語で皆やるらしいんですよ、自己紹介をする。家族構成とかいろいろ話をするんですけど、その中で、みんな国の歌を歌おういうて、普通の歌を歌う人もおりますよ、自分のポップスみたいな。ただ、そのときに、自分の国の国歌はどうやという話になったときに、もうみんなが胸を張って、国歌を歌うと



きには違う態度でしっかりと歌っている。日本の若者に聞いたら、知らんというった。主義主張で、私はこの国家は嫌いやから、私は歌えませんと言うんやったらまた別やけれど、知らんということは、その周りの人ら、外人が顔を見合わせて、ちょっとこいつおかしいん違うかというような態度をとったいうわけです。現実、そういう若者たちがおるといことなんです。

そのことに関して、学校の先生がどんな責任を持ってはるんですか、学校の先生は。これは、何十年もこんなことを、ちょっと立ったとか、立たへんとか、歌わへんとか、そんなことばかりやとるけれど、今、日の丸を見て、わあ戦争や、こんなもんおまえ、えらいこっちゃと思う若者たちが何人おりますか。

君が代歌うて、これは天皇陛下を崇拝する歌や、これでアジアの国民がひどいめにおうたいうて、連想する人間が何人おりますか。海外にもおりますか、そういう人。一部の考え方を逆に押しつけとるわけです。そうでしょ。

そういう理屈でいったら、こんなことで、式典で歌われへんやら、国旗を目立たんとこに置いておこうやとか、そんなことにならへんと思うんですよ。家で、毎日国旗掲揚をするわけにいかへんねんから。学校とか、そういうとこできちっとしたそういう式典、儀礼を教えるのは当然な話です。それ以外の分いうたら限られておるわけですから。

その点に関して、現実にやってはるって聞いたけれど、現実に二中の卒業式見てこんなんやから、それは入学式も大体想像できますわな。非常に皆さんの言うてはることと乖離が生じておるわけですけど、その点についてもう一遍御答弁お願いしたいと思います。

それから、全国学力・学習状況調査に関してですけど、これも10年いうたら、10年一昔いうてね、その総計に書かれておるといことなんですけれど。当然、その10年が短い、長いかは別にして、10年いうたら僕としたら長いなと思うんです。

今言うたように、結果をすぐに出せとは言わんけれど、その辺は多くは語りませんけれど、しっかりと目標を前に持っていかれるように、これも要望しておきますので、よろしくお願ひします。

それから、クーラーに関して、今言うたように、万全の対策をやっていただきたいと思うんです。本当に、クーラーが苦手な子どもたちもおるといいますし、また、その温度設定を十分気をつけてもらわんことには、もしかそういう点で、例えば、特殊な病気を持った子どもが、そのクーラーのせいということになったら、これはとんでもないことになるので、そういう点はしっかりと注意していただきたい。これ要望しておきますのでお願いいたします。

それから、第6集会所の件ですけど、これからちゃんと文化財として認定されてからということなんですけれど。これは、外部から、僕もいろんな人に見てもらったんです。大衆演劇の劇団の座長とか、それから、映画関係のプロデューサーの方とか、あそこへ見に行ってもらったんですね。ほんならやっぱり、うわ、これはすごいわ、一遍、映画のロケに使いたいとか、それから、この舞台で一遍この座を開きたいとか、そういうことを言うてはる方が多いんですよ。ようこんなのが残ったないいうことで。それを摂津市民が知らんのですよ、その大切さを。地元の人、皆知ってはると思ひますけれど。しかし、こんなものが残っ

ているということは、貴重な存在で、私は播州赤穂に行ってきたときに、播州赤穂でもああいう芝居小屋が2か所あったらしいですよ。それを、やっぱり老朽化ということでつぶしてしもうて、今では物すごく悔いてる言うてました。

あれは、例の赤穂浪士の忠臣蔵の常設小屋にしたらええ、あれあったら、本当に。今、赤穂という町は、ほとんど塩味饅頭か、そういう感じのだんだん、だんだん人口が減っていつている町なので、町おこしとしたら、本当に残しておいたらよかった言うて、今ごっつい後悔してるって言うてはりました。

だから、僕はあの第6集会所は、これからそういう芝居小屋、芝居常設小屋として、これは全国にアピールできるすばらしいもんやいうて、その宝の価値が、やっぱり市民が知らないではあかんで、しっかりとその辺は市民に、皆さん、こういうものがあるんですよ、とPRしていただきたい。ほんなら、例えば人口の目減り、徐々に、徐々に摂津市の人口は減ってますけれど、そういう方にも摂津市に対しての愛着もでてくるし、郷土愛も生まれると思います。これも要望にしておきますので、お願いいたします。

それから、小学校の修学旅行なんですけれど、これも何回も質問をさせていただきましたけれど、何で広島やねんということなんです。平和教育の一貫やというんやったら、ほかでもあるやろうということなんです。

広島ということで限定してやるから、今言うたようにやれる業者が限られてくるとか、それから、宿が押さえにくいとか、そういうことになるわけであって、いろんな修学旅行、例えば昔の人というのは、昔の人というたら怒られるけれど、伊勢へ行ったり、天橋立へ行ったり、い

ろいろしとるわけですね。

だから、そういう形で広島じゃないとあかんというのは、これ何か条件反射じゃないけれど、もう修学旅行は一切広島やというようなことで思っではるのかな。

これも一遍、みんなで検討したらどうやということで、私要望したと思うんですよ。またぞろ、そういう形でずっと広島で、同じ業者。前に聞いたときも、北摂全部が同じ業者やったですね。ほんならなんやねん、市の独自性より、どっかの組織が、こういこう、ほんなら業者はこれや、と言うとるのかということ、勝手に勘ぐってしまうわけですよ。

おかしい話ですよ、これ。何で北摂全部が同じ業者がやって、同じところへ行くというのは、これどう考えてもおかしいですわな。

だれが主体の修学旅行ですか、これ。子どもたちが、最後の授業の一貫として、この修学旅行をするのであったら、子どもたちやら、地元の先生やら、保護者やらの意見を聞いて、子どもたちが今一番行きたいところ、ディズニーランドになってしまう可能性もあるんやけれど、今、それでも僕はええと思うんです。今、一番行きたいところを、その修学旅行に選んで、そこで大いに学習させるということが肝心だと僕は思う。平和教育として行くんやったら、たくさんほかにもあるわけやから。そういう点も、何でそういうような形になったのか、僕何遍言うてもそうや。その辺、ちょっともう一遍御答弁をお願いしたいと思います。

それから、摂津音楽祭の件に関してですけれど、これ129人ですか、入った人員が、本選で。文化ホールは、450人ぐらいのキャパがある中で、129人入りましたと胸を張って言うてはるけれど、そんな宝物やったら、さっきの集会

所のところでも言いましたように、摂津の宝物で、新人発掘のすごいもんやっというて、日下部先生ともお話したことあるんですよ。そのときに、もうこれは必ず残していただきたいというて、私が議長のとときに、あいさつした後でそういう話をいただいたんですけれど、それやったら、その工夫をなささいよと僕は言うたことあるんですよ、議長発言で。こんな予算も大変やし、こんだけの人数やったら、議会としてもやっぱり考えてもわらなあかんというような発言をしたときに、日下部先生がそういう形で飛んできはったんです。

工夫したほうがいいですよということ、それなりに工夫をされたけれど、今言うたようにほとんどの市民が、そういうようなすごい音楽祭やということ知りはれへんのですよ。これ何年もやっというて。何年もやっというて、これ知りはらへんし、よう来ましたというて129人。そんな450人のキャパでそれだけの人数、一部の特定の人のために年間六百数十万円を出しているのかということになるわけですから。今それをなくせとは僕、言うてないんですよ。それを、効果あるものにしようということ、私はしてくださいということ、何遍もこれ言うてるんですよ。

その辺が、非常に私は力不足というか、皆さんの努力不足と違うかなというふうに思うんですよ。その点、もう一遍、きちっと御答弁をお願いしたいと思います。

それから、こども会対策なんですけれど、3団体ふえたということで、これは非常に喜ばしいんですけれど、私、地元のこども会、育成会の相談役をしとるので、よく相談に来はるんですよ。いつもこの話をするんですけれど、キックベースボールのチームがなくなりましたので、

もうキックベースボールの試合を控えようと思いますとか、それから、団体を合併して1チームをつくるのがやっというて、そういう話を聞いて、しかし、現実やっというてはる、それに携わってる人はそういうふうに言うてきはるんやけれど、やっぱりOBとか、地域の人からいうたら、そんなん何とかせえというような話に変わるわけなんですけれど、そうやってきたら、だんだん、だんだんもうしんどうなってきた悪循環ですよ。しんどうなってきた、もうこども会に参加すること、かなんわいうような人もふえてきて、これ現実の話なんですよ。

それで、どうしたらいいんでしょうかというお言葉をいただくときに、僕は、いつもそんな暗い顔して来るなやっというんですよ。来てもうたら困ると。こども会に携わると人いうのは、もっと明るい顔をせなあかんぞとか言いながら。ということは、苦痛やと思ってあんたらやっというてやろって言うたら、もう苦痛ですって言うてはりました。

ほんなら、いや違うで、これ子どもたちと一緒に遊べる、大変これは楽しいことやし、一緒に思い出をつくる、本当にこのことに時間も労力も割いてやるということは、喜びに感じなあかんの違うかというようなことで、発想を転換しようというような話をするんですよ。

そこで、ちょっと笑顔が戻ってきて、どんなことをしたらいいんでしょうかと言うから、まず、私らがちっこいときに、楽しかったなということ思い出しましょう。ほんなら、小学校でお泊まり教室をやって、肝試しでもしようとか、それから、堤防でキャンプして、これはもう国土交通省の許可があるので、堤防でキャンプさせてもろて、そこでまた肝試しよかとか、そういう話をするんです。ほ

んなら、わかりました言うて喜んで帰りはって、学校に言うたらすべて却下です。

これは、同じ教育委員会でも課が違うからあれかもしれんけれど、学校からは、例えば学校内に残って肝試ししたら、子どもたちが騒ぐから、御近所から苦情が来るとか、そういうふうなことを言われたとか。年、365日のうちの1日だけですやん、それを、そういう形で断られたとか。結局こっち側で、やろうという機運を盛り上げて、そっち側でつぶしてしまうようなことで、こども会の育成やということでも、学校教育のほうでは、いや迷惑やというような形になっただけでも、これ何もならへんわけです。

そういう点は、しっかりと共同歩調をとって、みんなでこども会を盛り上げるという気持ちがないとあかんわけであって、協力するという姿勢が見えてない、全然。そら、門川課長、そこは一生懸命やってはりますよ。みんなが協力してこそ、こども会というのは、これ成り立って行くんですから。そういう姿勢がなかったら、そんなもん衰退する限りですよ、これずっと、衰退していきますよ。

そういう点、御答弁お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、補正のことなんですけれど、学童保育室指導員等の賃金の減額、3,000万円補正について、だれかのときに答弁されたかもしれませんが、その点お願いしたい。

それから、これ細かい話になりますけれど、成人祭司会委託料の、これ2万2,000円の減額補正。

それから、地区市民体育祭実施補助金の40万6,000円の減額補正、この3点の補正に関して、お聞きしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、渡辺委員からの2回目の御質問に、御答弁させていただきます。

まず、防犯カメラの設置の考えはないのかということで、改めてということで御質問です。

御指摘のとおり、最近、子どもが特に犯罪に巻き込まれた悲しい、重大な事件が発生しております。過日、3歳のお子さんがスーパーで殺害され水路に遺棄されるといった等の悲しい事件が発生したところでございます。その後、犯人の検挙に当たっては、この防犯カメラというものが使われておりましたので、スピード逮捕に至り、非常に有効であったと私も考えておるところでございます。

ただ、このように小学校の校門等に防犯カメラを設置するというところでございますけれども、万が一事件が発生した場合においては、その事件後において、その犯人検挙に当たって、スピード逮捕というようなことで、非常に有効になると私も考えておりますけれども、教育委員会といたしましては、この受付員制度を平成16年度以降配置をいたしまして、もう既に8年近く経過するところでございます。

したがって、この摂津市の小学校におきましては、もう受付員がいてということが、かなり市民の方々にも定着しているものと考えており、受付員がいらっしゃることによってそういう犯罪といえますか、そういった事件へのかなりの抑止効果につながり、効果は非常に高くなっているものと考えております。

また、各学校や保護者の方々からも受付員がいてということで、大変安心しているという言葉も頂戴いたしているところでございます。

財政面の問題等々もあり、やはり学校だけでなく、放課後、子どもたちの行動範囲もかなり広がっておるということでございますので、学校だけの安全だけでなく、委員から御指摘がございましたけれど、プライバシー等の問題がございましたけれども、公園なりほかの公共施設、子ども児童センター等々も含めまして、やはり、同じ答弁になって大変申しわけないんですけれども、市全体の問題として考え、どのように子どもたちの安全を守っていくかということ再度検討しなければならぬというふうに考えます。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。

○前馬教育総務部次長 それでは、渡辺委員の2回目の御質問に、御答弁申し上げます。

まず、部活動にかかわってでございます。この部活動の中学校での位置づけをこれまでみてまいりますと、非常に曖昧な位置づけがなされてきたというのは事実でございます。

随分さかのぼりますと、部活動そのものが選択教科の一つであったこともございますし、また、部活動に加えていわゆるクラブ活動、週1回特別活動の中で、どの子も何かのこの団体に所属して、週1回は活動をしよう、そんなことがあったこともあります。

しかし、現実的に部活動とクラブ活動の両立というのがなかなか難しい中で、部活動をやっておれば、クラブ活動を履修したこととする、いわゆる全員入部制というのはかつてございました。その後、指導要領からは全く文言が消え、今回の指導要領の中では、教育内容としては入っておりません。

しかし、地域や学校の実態に応じて、連携をしながら生徒の自主的、自発的な活動であるクラブ活動を、何か有効な形

でできないか検討するようにと、総則に述べられております。このように、非常に位置づけも曖昧であったり、求められるものも時代によって変わってまいります。

そんな中で、学校も教育委員会もさまざまな苦慮をしてきたのは事実でございます。私どもも、部活動に対する生徒の期待というのは大きいですから、部活動そのものは教育活動の一貫として行っていく必要があると思っています。

ただ、部活動が教育活動の一貫であるならば、教育課程の中に入っておりますが、その編成権というのは学校に、あるいはその責任者である校長にあると理解しております。

しかし、一方でさまざまな要望がある中で、例えばダンスをもっとやりたいんだとか、野球をやりたいんだとか、この家庭での要望というのは、それぞれ社会体育の中での、いわゆるクラブチームの中で活動をすればいいのではないかと、我々はそうとらえております。

しかし、これはいろいろな協会と、あるいは連盟と中学校体育連盟の関係というのもありまして、中体連ではその種目はあるけれど、学校には、その部活がなく、中体連の大会に出られない、そういうときにどうしたらいいか。できたら、学校の名前を背負って出たいんだと、そんな要望が実際にあるのも事実です。

そんなときに、学校は、可能な範囲でこたえてきたのも現実ですし、現状としては、学校ができる範囲でそのようなことに対応するということができないかと思っています。いわゆる旅費の問題もございまして、部活動にかかわっては、週休日等の部活動の指導にかかわっても、サービス上のさまざまな制約もございまして、

そんな中で、十分要望を校長は受けと

めて、できることはこんなことです、できないことはこういうことです、そういうことの説明をきちんとしていく必要はあると思っています。

全部を排除するというではありませんが、できることをできるような形で行っていくのが現実ではないかと、我々はそういうふうに理解しております。

続きまして、学級補助員、中学校の学級補助員ですが、第二中学校に2名の継続配置を現在考えております。予算的なこともありまして、現在、それ以上拡大ということとはできない状況でございます。

それから、スクールガード・リーダーでございますが、配置そのものは1名ですが、各小学校10校に巡回指導を行っておる状況でございます。

おおむね学期中の35週間、週3回、この巡回を行って、各小学校を順番に回り、その状況を把握し、指導しておるところでございます。

続きまして、国旗・国歌でございます。

教員が、その主義主張で教えていない実態は現在はないと理解しております。教育公務員でございますから、主義・主張はありましても、全体の奉仕者として、そしてまた、学習指導要領をきちんと踏まえて指導を行う必要があります、本市の教員は、そのような教員であると我々は理解しております。

ただ、結果としてのことを委員がおっしゃいましたけれども、もちろん結果として十分でない、その評価については、我々も理解いたします。

歌えるよう指導するものとするということであれば、歌えているというのは結果であると思っています。今のところ結果は出ていない、我々はそう認識しています。

ただ、一方で、国旗・国歌について、

国際社会の中で、尊重できる態度を養う、音楽の中で歌えるようにという文言はございますが、この問題は、知識・技能の問題というよりも、私は態度の問題であるというふうに理解しています。

そんな中で、例えばこの起立の問題、これについては、今年度につきましては、当然のこととおっしゃるかもしれませんが、全校で国歌斉唱時にきちんと起立できるようになっており、態度については、指導が形としてあらわれてきたと思っています。ほかの都道府県、あるいは大阪府においても、他市で起立について教職員に職務命令を出しておるところもあると伺っています。本市につきましては、態度面で教職員に職務命令を出したりするような実態はございません。態度をきちんと教える、そして、態度を実践する、そのような教職員がすべてであると、我々はそう考えています。

ただ、歌声が響くかどうかについては、もちろん響く状況、あるいは歌える状況、これを我々は目指してまいりたいと思っていますし、今後も、歌えるように指導する教員が自らも歌えるように、教育委員会として、指導を続けてまいりたいと思っています。

ただ、これまでの処分案件等でございますが、起立などの態度というのは結果がすべてわかります。この起立の問題でさまざまな裁判等もございます。しかし、歌うときに口を開いていたかどうか、あるいは声が大きかったか、小さかったか、このようなことで、これまで、例えば処分をされるとか、そういうことはございませんでした。なかなか、歌うということの結果というものは、歌声の大きさとか、あるいは口の開き方で見ることではできない問題ではないかと思っています。

そこで、今できておると申し上げるつ

もりはございませんが、更に状況が一步前へ進むように、今後も取り組みを進めてまいります。

続きまして、修学旅行の問題でございます。本市教育委員会といたしましては、修学旅行はいわゆる特別活動の学校行事、遠足、集団宿泊的行事の一つであるととらえております。したがって、修学旅行の内容、あるいは行き先、すべて学校の教育課程の編成権の中にあると思っております。

しかし、費用が生じます。あるいは、子どもにとって集団活動の集大成として、非常に大きな意味を持っておるといいますから、さまざまな声に耳を傾けることは重要であると思っております。

決して、広島という行き先や一つの業者に任せることについて、みんなで結託しておるといふ実態はないと思っております。示し合わせてやっているというようなことはないと思っております。

結果的に、行き先が限定されれば、業者がだんだん、だんだん絞られてくるということはあると思っております。

そんな中で、おっしゃるとおりに、だれが主体の修学旅行であるかといえば、子どもが主体の修学旅行でございます。

そして、その主体の子どもたちに必要な義務教育の内容を、確実に身につけさせるのは学校の責任でございます。その中で、学校はより説明責任があると思っております。

恐らく、渡辺委員がおっしゃっている、広島が問題である、あるいは一つになっておることが問題であるというよりも、保護者に対して、あるいは子どもに対して、更にこの意味の説明であるとか、あるいは今回の行事のねらい、こういったことをもっと丁寧に、保護者等に説明をする必要があろうかと思っております。

教育課程の編成権は学校にあります、地域の実態に応じて教育課程を編成するものと総則にも記されております。

そういう意味であれば、もっと保護者、あるいは地域、児童・生徒に説明する責任、また、すべて聞き入れることはできないかもしれませんが、意見というものを聞く必要はある、そんなふうにとらえておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 教育相談の中で、カウンセリング等を受けている者についてのことでございますが、現在、定期的に相談に来られております十数人のうち、半数が不登校に絡んでおる事例でございます。

その教育相談の中で、再登校に結びついた例もございますし、また、パル、そこにつながったり、さわやかフレンドを受け入れたりできるようになった子もおります。

保護者の方の子どもへの接し方が改善されて、親子関係がよくなって、対人関係が取り結べるようになったというような事例もございますが、一度に課題が改善されるということもなかなか難しゅうございますので、地道な取り組みを重ねているところでございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ課にかかわります御質問に、御答弁させていただきます。

音楽祭のPR活動でございますけれども、先ほども答弁させていただきました、音楽祭の運営につきましては、音楽祭運営委員会、市内の各関係団体の方にお集まりいただきまして、どうすれば多くの方に出場していただけるのか、また、市民の方に来場していただけるのか、そういったことも含めて議論をしております。

また、本年度も実施いたしました、摂津音楽祭の来場者の方、出場者の方も含めてアンケート調査というのを実施しております。その中で、やはり来場者の方の声で、委員が御指摘のように、やはりPR不足ではないか。私、摂津市に住んでおりながら、なかなか知らなかったと、そういった御意見もございました。こういったところは、私ども反省すべき点だと思っております。

先ほど、日程を御説明させていただきましたけれども、既に10月、11月に開催するということが決まっております。こういったことを早目に広報紙であったり、ホームページに掲載する、これは引き続き行っていきたいと思っております。

更に、現在、文化振興市民会議という会議もやっておりまして、市内の音楽関係、芸能文化関係、スポーツ関係などいろいろな団体の方にお集まりいただきまして、セッピイイベントガイドであったり、文化振興のあり方について議論していただいております。

こういったイベントガイドの中に掲載することによって、音楽に関心がある方だけではなく、多くの方に音楽祭に興味を持っていただく、こういったことがあるのかと関心を持っていただける場になればなと思っております。

また、音楽祭はコンクールという性格上、なかなか集客が難しいのが現実という点もございます。こういったこともありますけれども、文化振興市民会議のメンバーの方、それぞれがいろいろな事業をやっておられる中で、お互いにお互いの事業をPRする。スポーツ関係の場でも音楽祭のチラシを配っていただくとか、こういうのもあるよといった声かけをしていただく。そして、お互いが相乗効果を生み出すような文化振興、市民会議の

あり方が、音楽祭のPR活動にもつながっていくんじゃないかと考えております。

そういったことも踏まえまして、音楽祭運営委員会、また文化振興市民会議の皆さん方のお知恵をお借りする中で、より多くの市民の方に足を運んでいただけるように、努力してまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 門川課長。

○門川青少年課長 そしたら、青少年課にかかります3点の御質問に、御答弁させていただきます。

まず、こども会の件につきましては、中央の役員会が、年に12回ございます。それと校区の役員会が年に6回開催されております。恐らく今、委員がお問いの件につきましては、校区等の問題かと思っておりますので、校区の実態等をまた聞かせていただいて、そういった学校等の借用等につきましては、こちらのほうから学校等に働きかけをさせていただきまして、できるだけ開放していただけるように進めていきたいと思っております。

2点目の平成22年度の学童保育の減額補正の件でございますが、これは学童保育指導員の賃金が3,000万円の減額の内容でございますが、現在、学童保育施設には正指導員が20名おり、各小学校ごとに2名配置しておりますが、平成22年度におきましては、病欠、それと育児休業をとられた職員が2名おりまして、それで一応約700万円の不用額が出ております。また、入室児童数で支援を要する児童と加配をする指導員が、これは補助指導員というんですけれど、これが当初予定しておりました必要人数12名をちょっと下回ることによりまして不用額約2,400万円、合計で3,100万円出ておりますが、一応今回3,000万円の減額をさせていただいてお



ります。

それともう1点、成人祭司会委託料2万2,000円の減額につきましては、これは成人祭につきましてはスタッフです、その年齢のスタッフを集めまして、結局自分たちでその成人祭をつくり上げるという目的がありまして、そのときに司会者につきましても、すべて成人がしております。ただ、司会する成人がいないケースも含まれますので、一応予備的な形でプロを雇うということで予算化をしております。ただ、成人のスタッフですべてこなしておりますので、今回減額をさせていただいたということになります。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 1点、答弁が漏れておりました。

補正予算で、地区市民体育祭実施補助金の減額補正の理由でございますけれども、地区体の補助金につきましては、実行委員会を対象として補助金交付をしております。平成22年度は、味舌小学校地区に二つありました実行委員会を一つに統合していただきまして、味舌小学校地区市民体育祭実行委員会ということで、一本化されたことによります補助金の減額でございます。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 防犯カメラの件ですが、今回の東北関東の震災でもそうですけれども、三陸海岸で非常に津波の被害、過去においても起きておったということで、津波の処置は万全やという形のやっぱり対応をされておったんですね。でも現実、こういうことです。受付員がいてはるから万全やとか大丈夫やというような御答弁やったけれど、やっぱりこれではね、きょうび、もうどんな方がおられるかわからんし、ましてや高齢者の方が多いで

すよね、受付員の方は。そういうことを考えたら、さっきも言いましたように何事にもかえがたいのは、子どもたちの命ですから当然そういう点のね、このカメラの設置ということは安全上ね、もう必要な時代なんですよ。その点は、プライバシーというけれど、家の居間の中にカメラを付けるんやったら別やけれど、子どもたちの安全のためにカメラを付けるということに関して、プライバシーの侵害やという保護者なんかだれもおらへんと思います。そういう点ね、やっぱり真っ先にやるべきこととやらんでええことがあると思うんですけど、私は、やっぱりその防犯カメラの設置というのは、やっぱり真っ先にやらなあかんことです。

例えば猟奇的なね、そういう方がおられたら次の犯罪、次の犯罪を防がなあかんわけですよ。そういう事件が起きたら、ほんならその犯人逮捕につなげる最高の、最有力なものいうたら、この防犯カメラやと今いわれてるわけです。そういう点で、ほかのものをね例えばクーラー、これも大切ですよ、まあ補助金も出るから付けるんやけれど、でも、たちまちそういう事件につながることはないわけです。だから、私は、これを最優先にすべきというふうに思うんですけど、もう一遍お考えをお聞きしたいと思います。

それと、不登校のカウンセリングは、ようわかりましたんでして、了解しました。それから、わかったやつは質問しませんので、よろしくお願ひします。

それから、国旗・国歌ですけど、前馬課長、非常にけったいな御答弁いただいてありがとうございます。歌うとるか歌うてないか、その人間の感覚的な問題やというような御答弁でね。でも現実、僕この前の二中の卒業式見たけれど、だれも口ばくばくもしてない。音が聞こえ

るとか聞こえへん以前の問題や、これは。先生方も一切歌うてない、口を動かしてない先生方もおった。そういう実態、どない説明するんですか、あなた今、御答弁されましたけれど。実際見てきたんやから、僕。そういう御答弁されて、それやったらそれでええのかということではないというふうには言うてはったけれど。

実際例えば、さっきも言うたように、処罰されるどころより指導力の問題になるわな。音楽の時間歌わせておる、勉強、授業させておるいうてね。それやのに実際歌わへん、これも大きな問題ですわな。それに意味あるんかということになるわけです。意味とは何ぞやということになるわけですよ。例えば、さっきも言ったように九九勉強させてますよいうて、全部0点でね、そんなんで、ああ、もう教えてますから、教えておるみたいですよいうて、そんなんで済むかということですよ。もうこんな御答弁、ちょっと一遍ね、きっちりまともな御答弁くださいな、今実態に則した。今実態は歌うてない子どもたちもおったし、聞こえるとか聞こえへん問題があるんちゃうか言うてはったからね、次長は今御答弁で。私そんなに極端に耳も遠くもないしやね。

そういう点でね、実態はそうじゃなかったわけですから、その辺ちょっと一遍きちっとね、御答弁くださいな。先生が歌うてないのに、子どもたちが歌えますか。歌うてない先生方が何人かいてはったのに、何で子どもたちが歌えるの。そうでしょう、ねえ。そういう実態あるんやから。だからそういう御答弁ね、全然違ふとこの御答弁してはるわけですよ、実態とそぐわん。きっちり御答弁ください。

それから、クラブの件ですけど、外部の、例えば我々剣道協会のことを言わせてもらいますけれど、やっぱり三中あ

たりで、子どもたちが、クラブを作っしてほしいということで、これは摂津警察とかそういう関係で剣道をやっている方が多いんでね。そういう形で要望があるんですけど。だから、我々剣道協会としても外部指導員を出しますよということもいつも言うてるんですけど。そういうことも上がる以前に、もうけんもほろろな状況でそのクラブに対しては拒否されるって。そこで、一遍みんなが集まってどうこうとかそういう話もないって。これから、授業で柔道、剣道が義務づけられるわけですよ。そんなら、そういうクラブというのは当然あるべきだというふうに私は思うんですよ。やっぱりそういう点でね、先生とそういうクラブの子どもたちが一緒になって、他の生徒に教えることも必要やと思います。そういう点から、実際、学校現場の校長の対応というのは、それぞれ違ふとは思いますが、そういう実態があることにに関してね、一切受け付けてもらえへん、話にもならん、クラブはできませんいうことを指示されるということなんで、その点についてもう一遍御答弁いただきたいと思います。

それから、修学旅行の件なんですけれど、みんなで連絡をとりおうてないのに、何かすごく皆先生同士のテレパシーというのはすごいなと思いますわ。大体北摂で、そういうことになってしまうというのは、連絡をとりおうてのうて、そういうことになるというのも、非常に僕は不可解に思うんです。今言うたように、これね、はじめて質問したん違うんですよ、これ。何回か質問しておる中で、一遍保護者とかにそういう意見を聞いて、今後の修学旅行の場所をやっぱり考えていかなあかんということをお答弁いただいておりますよ、これ。そうでしょう、教育長。それやのに、全然そういう形で

同じところへ行って、ほんでもうこれを、  
そうやってもらえる業者が、ここしかお  
りまへんというような御答弁やったら、  
今まで何のためにこれエネルギー費やし  
て、委員会で大きい声出しながら言うて  
きたいうか、その意味がわからへん。無  
駄ですよ、そんなんは。ここでの話し  
合いは無駄ということになるわけですわ、  
そんなんやったら。

ここで委員が何言うてもね、はいはい  
はいって言うて、その場を通り越したら  
あとはええねんということになってしま  
うでしょう、そんなんやったら。そんな  
ら、どういうふうに過去は検討して、い  
つ何どきどういう形で話し合いして結論  
を出したいうこと、全部言うてください  
な、それやったら。私が過去において質  
問した議事録をもう一遍起こしてもろう  
て。この場を過ぎればええというような  
状況がね、この委員会に現実にあるんや  
ったら、これは許されるべきことと違うと  
思いますので、私は。その点をお願いし  
たいと思います。

それから、補正の件に関してはわかり  
ました。それと、こども会に関しては、  
横の連絡をとってください。それと、例  
えばこれが、こども会が直接身近やから、  
もう学校の先生に言うたらええというふ  
うな形で、そういうことになるんかもし  
れん。もしかそういう事業のときは青少  
年課へ行ってね、そちらから学校に行く  
という形のほうがええと思いますね。そ  
うしたら情報もしっかりと受けとめれる  
し、それで支援体制も組めるというふう  
に思いますし、風前のともしびになっ  
ておるところもね、ふえたというて喜ばし  
いんやけれど、風前のともしびになっ  
ておることも多々あるんでね、そういう点、  
よろしくお願いしたいと思います。

それから、音楽祭に関しても、ようわ

かってます。これは、やっぱりその町の  
状況と、その音楽祭がすごく高尚なと  
ころがあるから、一般の方々に対してはな  
かなか溶けにくいというのはわかるんや  
けれど、しかし、まあまあその参加人員  
だけがその成果としては、そりゃ一概に  
は言えないにしても、ただ、今言うたよ  
うに、宝物はさっきの第6集会所やない  
けれど、みんなで共有するいうことが必  
要ですわな。ということはみんなで守ろ  
うという気持ちにならなあかんわけで、  
こんな委員会で、これどうやねんとい  
うような話にはならへんと思いますね。だ  
から、そういう点をもっともっと考  
えてもらわなあかんわけですよ。いや、こ  
のことに關してはもう一切質問なんかでき  
へんわ言うて、これだけの市民とやね、  
みんなのやっぱり気持ちが一つになっ  
ておるねんから、こんな質問できへんとい  
うような根拠をつくってもらわなあきま  
へんがな。まあそういうことで大変やと  
思いますけれど、更なる努力をお願いし  
たいと思います。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩をいたします。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 1時21分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

馬場部長。

○馬場教育総務部長 それでは、渡辺委員  
の最初の質問の防犯カメラの設置の見  
解について、御答弁いたします。

渡辺委員おっしゃいますように、確  
かに防犯カメラは、町の安全、特に防犯抑  
止というよりも、あとの検挙に非常に絶  
大だと思います。子どもがスーパーで殺  
された事件もそうですし、東京の目黒の  
ほうであった殺人事件も、防犯カメラに  
よって緊急逮捕されたと、そのことは本  
当に全くそのとおりだと思います。

私たちは、教育委員会の観点から平成16年に池田小学校の件を受けまして、子どもの安全ということでどうすべきだということを考えました。やはり子どもの安全は、特に公立の小学校、地域に根差してる学校であるという中で、その当時、防犯カメラとかオートロックも検討しましたが、地域の人とともに安全を守れたらいいだろうという結論になりました。ボランティアをお願いしたら、本当に多数の方が、応募していただきまして今日までできました。あの当時、本当にテレビとか新聞で大報道していただいて、我々が思った以上に、これはすごいことだなあと感じました。実は、今されてる高齢者の方も本当に生きがいにされてまして、もう学校行くのが楽しいということを書いていただいていますので、私はこの制度はぜひこのまま続けたいと思います。

ただ、渡辺委員がおっしゃっていただいた、やはり防犯という効果でございますが、これについては、もう一教育委員会ということじゃなくて、オール摂津市で取り組むべき課題だと私も思います。

ですから、常々市長のほうは、縦割りじゃなくて摂津市全体で取るべきものは取り組みなさいという指示を、私たちも受けておりますので、本日そういう御質問いただきましたので、しかるべきところで、関係各課のほうにそれについてどうだろうかということで、私のほうで問題提起させていただいて、市のほうはやはり優先課題がございますので、その優先課題の中で、どうとらとらまえるかは市全体の形になりますが、一度そういう形をさせていただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 午前中に、国歌と修学旅行の問題で教育長から答弁していただくということですが、それ以外にクラ

ブの件について、これも答弁何かあったんじゃないでしょうかね。

それでは、前馬次長。

○前馬教育総務部次長 具体的な中学校名を上げていただいて、剣道部ということで御質問がございましたが、学校の状況によってできない、創設できないということもあると思います。

ただ、状況を完全に聞き入れることはできなくても、お話を伺って状況がどうなのか、学校に今何ができて、今何ができないのか、そういうことは丁寧に示す必要があると考えております。剣道に限らず、ほかの部活動でもそのような要望が上がるであろうかと思えます。必ずしも満足できる回答を差し上げることはできないかもしれませんが、丁寧な対応をするように今後指導してまいりたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、まず国旗掲揚、国歌斉唱につきまして、御答弁申し上げます。

この問題につきましては、過去の本会議、また文教常任委員会でも再三御質問を受け、御答弁を申し上げてきました。

教育委員会では学校に対して卒業式、入学式において、国旗掲揚や国歌斉唱について適切に実施し、厳粛で清新な雰囲気の中でとり行われるよう指導してまいりました。

御指摘のように、子どもたちに国歌を歌えるよう指導することは、当然の教育活動であると考えております。そのために、校長会等を通じて、特に今年度は子どもたちが校歌同様に大きな声で国歌が斉唱できるよう、より強く指導することを求めてまいりました。また、校長からは1月、そして3月3日、更に3月10日現在の国旗・国歌の指導状況について

報告を受けております。その中では、日々の指導とともに予行演習を含め、校長が確認するとの報告を受けております。

しかしながら、3月14日の第二中学校卒業式においては、御指摘のように歌えていないのが現状でありました。これまでも、この問題に対しましては、何度も指導を行ってきており、特に今年度は子どもたちが国歌を歌えるように、指導することに重点を置いてまいりました。今年度における学校の取り組みは、前進していることを実感いたしておりますが、教職員の中には歌っていない者もあり、今後しっかり歌えるよう強く指導してまいります。今後更に指導し、来年度には全員が大きな声で歌えるように努力してまいります。

次に、卒業旅行の行き先、業者選定の問題でございますが、この問題につきましても過去の文教常任委員会において、再三御質問をお受けいたしてまいりました。私の答弁でも、保護者や児童の生徒の声を集めるとともに、現行の修学旅行の評価をいただく機会をつくるよう、校長会を通じて指導すると述べてまいりました。また、業者選定に当たっては、複数社の見積もりをとるよう指導すると述べてまいりました。ことし3月の調査では、行き先決定に希望を聞く機会を持った学校は1校、評価を受ける機会を持った学校は8校であり、また複数社見積もりをとった学校は9校でありました。今後再度、修学旅行についての保護者、児童の声を聞く機会を設けるよう、また検証することも各学校に指導し、修学旅行のあり方について検討し、その充実を図ってまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 防犯カメラの件ですけど、よく理解はしていただいていると思

います。本当に、市全体で防犯カメラを設置したらどうかということ、僕も代表質問でも言わせていただきましたけれど、まず僕は一番弱い立場の子どもたちに対して、真っ先にその防犯カメラを設置すべきではないかということなんで、その点は、犯罪防止と犯罪者の検挙ね、そういう意味からしても最優先して、小学校等に防犯カメラを設置してあげたい、これはもう要望にしておきますのでよろしく願います。

それから、クラブのことなんですけれどね。例えば、我々の事例を出しますけれど、剣道協会から外部指導員を出しますとかそういう形で言ってるんですね。こっちからはアピールしておるわけですね。でも、やっぱりそこで取りつく島がないということなんですよね。一切それに関してはできないということなんで、結局そういう、例えば中体連とかさまざま競技に優秀な選手もたくさんおるんです。剣道でもやっぱり大阪府の協会員でね、中学生で強化対象の子どもたちもおるわけで、非常に優秀な選手もたくさんおる中で、結局そのクラブがないことでそういう大会に行かれへん。それで、先生方で、そういうボランティアで私が行くという形で、今その先生が中心になって連れていってもろうておるんですけど、その先生も退職されるということになってきたら、結局そこで芽を摘んでしまうようなことになるわけです。そんなことね、摂津の子どもたちが非常に体力的には大阪府ナンバーワンといわれながらもね、そういう今後すばらしいアスリートが出るような芽を、摘んでもうてええのんかなという感じがするわけです。そういう点はね、学校だけでは賄いきれへんから、やっぱり教育委員会がどっと入って行って、そういう子どもたちを

どういうふうに通るかということとしっかりと話し合いをする必要があるんじゃないかと、そのように思うわけです。その点は、たかがクラブ、されどクラブということで、しっかりと中学校の部活動をより多くの子どもたちがその部活動に参加できるよう、またすばらしい資質の持った子どもたちを更なる飛躍の舞台にするようにね、一遍教育委員会でそういう点も踏まえて議論していただきたい。そのように要望しておきます。

それから、国旗・国歌の問題ですけれど、一番問題点は、学校の先生、指導すべき先生が歌うてない、その段階で子どもたちには到底これ無理な話で、公務員、教育公務員ですから、自分がそういうことをできへんかったらやめたらええわけですわ。もうその職を辞することが必要なんですよ。公務員である限り、職務命令とかさまざまな規則の中でやるというのは当然の話であって、そんなことが何年も何年も許されて、なっておること自体がこれは一つのシステム、ピラミッドシステムからしたら考えられへんことで、そういうことを許されること自体が、私は許されへんのですよ。

そういう点ね、学校の先生がしっかりと歌って、それで子どもたちにそれを伝えるという気持ちがなかったらあかんわけであって、その点は来年を楽しみにしておきますし、またこの入学式が4月にあるわけですから、それもやっぱり楽しみに、これ見ておきたいと思しますので、これはもう要望しておきます。

それから、修学旅行ですけれど、修学旅行を何かこう全体的に軽んじてるんじゃないかというふうに私は感じるんです。修学旅行も授業の大きな一貫としたら、もっともっとそこで話し合いをしながらね、どこがベストやというような形のプロ

セスがしっかりと見えてこなあかんわけですよ。それがなしに、またぞろ同じとこで何十年もこれそうですよね。同じとこでまた業者もね、一応入札制度やっておるけれど同じような業者、それも受け入れ先に顔がきく業者やないとあかんという、それやったらほとんどもう入札せんでも随意契約みたいなもんですわ。そんなようなことをやるべきじゃない。皆さんもそうやと思うんですけど小学校で何習ってきたいうたら、いろいろなことがあるけれど、やっぱり修学旅行のことは忘れてない。修学旅行はみんなきちり覚えておるわけですわ。そんだけ小学校、中学校、高校に関して、その修学旅行の思い出というのは大切なものですから、そういう点、やっぱりもっともっと議論して、子どもたちの希望すべて聞いたら、さっきも言うたようにディズニーランドになるかもしれんけれど、そうじゃなくて先生の意見も聞きながらね、やっぱり許される範囲でいろいろとこを見て回るということも修学旅行ですから、そういう点のプロセスをしっかりと見せていただきたい。これも要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○柴田繁勝委員長 安藤委員のほうから1点だけ確認ということで、質問を許可します。

○安藤薫委員 委員長からお許しをいただきましたので、ちょっと先般11日の質疑の中で少し漏れていたもので、1点だけお聞きしたいと思うんで、1回質問して、御答弁をいただきたいと思えます。

味舌、三宅のスポーツセンターについてです。指定管理者の関係もありまして、恒久使用のものと暫定使用のものとかあって、暫定使用のほうは、3年以上になったということだと思えますが、ほかの体

育施設と同様、地域の皆さんにとっては、もと小学校ということもありますので、スポーツを楽しむ場所としてと同時に地域の皆さんの交流の場であるとか、市民活動の拠点としても活用したいという声もあると思うんです。旧味舌小学校の跡地を残してほしいという運動も現実起こっておりまして、その中ではいろいろな活用方法も模索をされております。

昨年、スポーツにかかわったものでないとお貸しできないというようなことがあったかと思えますけれども、やはりスポーツセンターというのは、当然、スポーツがメインですけれども、地域の皆さんが活用していく、市民活動の拠点として利用するというものについても、制約を設けるべきではないというふうに思うんですけれども、その点ちょっとお聞かせをいただきたいなと思えます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 三宅、味舌スポーツセンターの活用の件でございますけれども、体育室につきましては恒久施設ということで位置づけておりまして、グラウンドについては、平成26年3月31日まで暫定利用期間を延長させていただきます。

その中で、私も地域の方々なり団体からお声を聞いておりますが、スポーツ施設以外の利用はできないのかと。そういった中で、お答えさせていただいておりますのは、あくまでもスポーツセンターという位置づけ、スポーツ施設ということもあり、また、近隣には公民館もございますので、文化活動とか講演会活動等については、やはり公民館を利用させていただいて、スポーツセンターについては、本来のスポーツレクリエーション、健康づくりの場として多くの方に御利用いただきたいという観点から設置しておるも

のでございますので、その点については、御理解いただきたいと思います。

ただ、旧の味舌・三宅小学校区で行われておりました、例えば三宅スポーツセンターであれば盆踊りとか、そういった場所の一つとして利用されているといった従来からの形態については、御利用いただいているのが現状でございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 スポーツセンターだから、スポーツが優先的だというのはよくわかります。ただ、ほかの体育館、市民体育館にしてもスポーツが優先で使われますけれども、地域の皆さんが、ここの体育館をこういうふうな文化活動に使いたいとかいうことの要望があれば、それはそれで受け入れられることは可能だと思いますし、予約が入ってないような場合には、やっぱりスポーツセンターといえども、他の体育施設、社会教育施設と同じように、市民の皆さんにも利用してもらえように運用を図る必要があると思います。これは、私、意見として、まだ次もありますので、申し上げておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 野原委員。

○野原修委員 各委員の方から深く議論していただきましたので、私のほうからは質問がダブらないような形でしたいと思えます。またダブったところでは、ちょっと視点をえええ御質問させていただきますので、御答弁よろしく願いします。

国旗・国歌に関しましては、私も渡辺委員と全く同感であります。やっぱり国旗というのは日本人のアイデンティティー、やっぱり日本人としての自覚をどう持つかということで、これが即戦争につながるのか、そういうことではないと思えます。この東北の震災の復興を見ておりましたが、やっぱり日本人の気概としても

う一回自分らは立ち直るんだと、自分らがもう一度この地域を興すんだと、そのための日本人としての気概をそこで示したいんだという方も随分おられます。そういった報道もなされております。

そういったことで、この日の丸というのは日本人のつながり、まさに日本人として同じ方向に向かって生きていくということの一つの象徴だと思います。そういった意味でもこれは大切なもので、今この日の丸というのは、もうオリンピックなりワールドカップなり、そういうところであがるもんだということです。だけれど、その日の丸があがることによって、やはり涙も流し、感動与えてもらえるという、それは日本人であるというその誇り、自覚の象徴だと思います。

そういった意味で、もうちょっと教育の方においても、やっぱり国旗・国歌というものを大切に扱ってもらって、先ほど渡辺委員が言われてましたように、まずは生徒より先生方が、それをきっちり実行してもらえるような取り組み、私も今後そういったことで渡辺委員ともども、この方向性というか、それを今後とも追いつきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず概要の104ページの安全対策事業。

これは、もう皆さんが言っているんですけど、その中のこども安全巡視員賃金に関しまして、平成22年度が332万2,000円、平成23年度が337万4,000円に上がっております。この巡視員の決め方というんか、契約はどのような形になっているのかお聞かせください。

概要106ページ、奨学資金貸付事業、貸付金元金収入、平成22年度が359万円2,000円、平成23年度が56

6万9,000円になっております。これの内容をお聞かせください。

概要106ページの教育相談事業、これも委員の方からいろいろ質問ありました。その中で、さわやかフレンドの数字が25名ぐらいが適正であるということで、今20名ぐらいに来てもらっているということなんで、その募集の方法を教えてください。

続きまして、概要108ページの学校家庭連携支援モデル事業で551万6,000円出ております。これの内容をお聞かせください。

続きまして、概要110ページの就学児指導事業のところと、これは関連するかしらないか、この辺もちょっと教えてほしいんですけど、概要120ページの就学前教育推進事業の497万6,000円、これはどういう形になっているのか教えてください。

続きまして、小学校給食事業のところに、新献立ソフト更新委託料というのが出ております。これの内容をお聞かせください。

続きまして、幼稚園施設運営事業のところで、公共下水道接続工事で431万3,000円出ております。これの内容をお聞かせください。

続きまして、概要122ページの文化振興事業のイベントカレンダー作成委託料14万円、これの内容をお聞かせください。

概要130ページの図書館施設管理事業のところ、来年度から指定管理者に委託される中で、今までの継続のものが委託されたときにどのような形になるのか、内容をお知らせください。

続きまして、温水プールの管理事業。これも、新しく指定管理者に委託されていきます。今までの事業が委託された



ときに、どういう形の事業を展開されるのかお聞かせください。

続きまして、概要132ページの市民マラソン大会事業に関して、今の大会の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、野原委員の御質問に対して、御答弁させていただきます。

まず、安全対策事業のこども安全巡視員の方々の契約の方法ということで、御答弁させていただきます。

青色パトロールカーに乗車していただいておりますこども安全巡視員の方々は、3名おられます。この3名の方々は、非常勤の一般職として雇用契約締結を行って、毎日、そのうちのふたりがペアになりまして、巡回をしていただいております。日額につきましては6,400円ということでございます。

また、非常勤一般職ということで、雇用契約させていただいておりますのは、各教育施設間の書類の運送等がございます。

これは、信書便法に法が絡んでまいりまして、直接雇用契約をしていなければ、違法に当たるということでお聞きしておりますので、非常勤職員としてこれをさせていただきます、その業務の後に青色パトロールということで、子どもの安全の見守りをいただいているというところでございます。

それと、幼稚園施設管理運営事業の公共下水道でございますけれども、この分につきましては、とりかえ幼稚園が下水道供用開始の告示をされましたので、それに基づき浄化槽から公共下水道への切りかえをさせていただく工事でございます。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、学務課にかかわります3点ほどの御質問に、順次御答弁申し上げます。

まず、奨学資金の償還金の件でございますが、奨学金の制度につきましては高等学校に行かれる際、就学が困難な方に対して、公立高等学校の授業料相当額を3年間にわたって貸し付けをさせていただいてるものでございます。その償還でございますが、卒業後おおむね半年たってから15年の償還計画、180か月の償還計画を立てていただいております。その中で返済をしていただくということになっております。

したがって、この歳入の償還金の予算につきましては、当該23年度に貸し付けが終わって償還がはじまっておられる方で、償還計画の中で平成23年度中に返済される額の総計がこの額ということでございます。

次に、献立ソフトの関係でございますが、この献立ソフトは、小学校の給食の献立を立てるための専用のソフトになっております。当然のことながら、児童の年齢等におきまして必要な栄養価というものを踏まえながら、そのソフトで献立をつくるわけでなんですけれども、この平成23年度中に、日本食品標準成分表というものが改訂になるということになりました。したがって、その改訂値を給食の献立の作成に反映させなければならないということになりましたので、新しくそのソフトを更新させていただくということでございます。

それと、110ページと120ページの、就学児指導事業と就学前教育推進事業の関連でございますが、前回答弁させていただきましたように、就学前教育推進事業の497万6,000円につきましては、手引きの策定が中心となる事業

でございます、この110ページのものとは直接的な関係はございません。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 さわやかフレンドの募集の方法ということでの御質問に対して、御答弁申し上げます。

まず、四つの方法がございますが、現在取り組んでいる四つのうち、まず一つが大学の先生と直接連携を持ちまして、主に心理系の先生でございますけれども、その教室で学習しておる生徒を紹介してもらうというのが一つです。

それから、ホームページに載せておまして、これを見て応募の電話がかかってきたりもしております。

それから三つ目は、大学に、ビラをつくりましてそれを置いてもらっております。学生課だとかボランティアに関するコーナーだとか、それから何ていいますかね、教職を目指す人たちが集まるようなところなど、関連するようなところにビラを置かせてもらっております。

それから四つ目、これは縁故によるんですけれども、もとフレンド活動していた子に後輩を紹介してもらうと。実は、一番声がよくかかるのが、一番最後の後輩を紹介してもらうというのが結構多いんです。

それから、ホームページを見てということで問い合わせはたくさんあるんですけど、実際中身を話していて、ああ、これはいいねって言うて来てもらえるのが、率としてはホームページが低いんですけど、問い合わせが一番多いですね。などなどで、一番我々は、心理系の学生がもう少しふえてくれたらというふうに思ったりもするんですけれども、大学の先生との関係でございます、なかなかその北摂地区も結構取り合い、取り合いと言ったら変なんですけれども、茨木市も

そうですし、高槻市も同様なことをされてますのでね、結構その学生たちもどちらのところに行くかというふうなこともございますのでね、なかなかそういうとこでの思ったような数にはならないんですけれども、こういうような形で募集をしております。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。

○前馬教育総務部次長 それでは、2点の御質問に御答弁申し上げます。

まず、1点目の学校・家庭連携支援モデル事業でございます。御承知のとおり、子どもたちを取り巻く教育環境、あるいは家庭環境、あるいはそのほかの環境も、非常に危機的な状況にあるのも事実でございます。そのような中で、特に家庭への働きかけを体制としてつくるために、家庭教育相談員を現在小学校5校に配置しております。

摂津小学校、鳥飼西小学校、三宅柳田小学校、味生小学校、鳥飼東小学校でございますが、各中学校区に1名の配置をしておる状況でございます。

不登校をはじめ、さまざまな問題行動、あるいは子どもたちが抱える課題解決のためには、チームをつくって体制づくりを行って解決を図っていく必要がございます。

中学校区に1名配置しておりますスクールソーシャルワーカーや、もちろん担任、その他専門機関等と結びつきながら、よりよい解決を図っていきたいと考えておるところでございます。そのチームの重要な一員になっておるのが家庭教育相談員でございます。

続きまして、就学児指導事業でございます。先ほど、学務課長から就学前教育の推進事業とは余り関係ないということはあるんですけども、就学前教育におきましていわゆる特別支援教育と関連

して、障害にいかにか配慮していくかが、非常に重要な課題になっております。

本市でも支援学級数が増加しておりますが、就学前から障害があるなど、配慮を要する児童にいかにか支援を行うかが重要な課題であります。

この就学児指導事業につきましては、次年度小学校へ進学する予定の子どもについて、どのような配慮が必要であるか、例えば支援学級に入級する、あるいは支援学校への進学は必要なのか。ひとりひとり状況が違ってまいりますし、それを摂津市就学指導委員会を設置し、その委員会において協議を進め、保護者の教育的ニーズにこたえていくという事業でございます。一部、もう既に就学しておる児童生徒の今後の配慮について、検討する場合もございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ課にかかります3点につきまして、御答弁させていただきます。

まず、文化振興事業のイベントガイドの中身でございますけれども、文化振興計画を推進するために、文化振興市民会議というものを設置しております。その中で、やはり皆さん方の中から文化活動の情報収集と発信力、特に発信力が弱いんじゃないか、何か自分たちでできることはないかということから、こういったセッピィイベントガイドの発行に至っておりますのでございます。1万部を発行いたしまして、駅や公共施設、またいろんな各地イベントで、それぞれ委員がお配りいただいて啓発をしていただいております。この編集につきましても、あと情報収集につきましても、皆さん方それぞれの力で、手づくりでつくっていただいているということに意味があるんじゃないかなと思っております。

予算につきましては、イベントガイド編集委員会のほうへ、委託金といたしまして14万円を出させていただいてるところでございます。

次に、温水プール管理事業でございますけれども、平成23年度から新たな指定管理者の期間がはじまるわけでございますけれども、この3年間でございまして、まず3年間の基本協定書を結ばさせていただきます。その中では、温水プールの施設管理、維持管理に関すること、または安全対策に関すること、また水泳教室に関すること、そういった全般のことを踏まえて、温水プールを安全で安心な施設となるような、そして多くの方が訪れていただいて、健康増進の場となるような施設となるように基本協定を結びたいと思っております。その具体的な中身につきましては、温水プールの指定管理者の水泳連盟と我々スポーツ担当課のほうで、具体的な内容等についても逐次チェックもし、指導もしていきたいと考えております。

次に、市民マラソン大会の内容でございますけれども、市民マラソン大会は、平成20年度から従来、大正川で実施しておりました大会を淀川河川敷のほうに移しまして、平成22年度は、淀川河川公園の鳥飼上地区の陸上競技場を発着点といたしまして、開催をいたしました。

体育指導委員協議会、体育協会をはじめ、多くの方に御協力をいただき、大会を終えることができました。また、摂津市の鍼灸師会のほうによりますマッサージコーナー、福祉団体の方々による豚汁のコーナー、またガンバ大阪をはじめ、企業の協力を得ながら開催をいたしまして、平成22年度は、他府県の方も含まして718名の御参加がありました。

淀川を利用した大きな大会、本市では

数少ないと思われまますこの大会が、市民の健康増進の場となるよう今後も努めていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 市民図書館にかかります御質問に、御答弁申し上げます。

現在、直営で実施しております事業の継続についてでございますが、平成23年度から指定管理者によります管理運営が行われますが、今まで実施してきております各種の事業につきましても、市民図書館及び鳥飼図書センターとも今までどおり引き続き実施することになっております。

具体的な内容につきましては、市民図書館におきましては、毎週日曜日に行っております日曜映画会、4月23日の子供読書週間の行事にあわせまして、お話をいたします。あと、5月の28、29日になろうかと思っておりますけれども、リサイクルブックフェアにつきましても、継続実施いたします。

あと、鳥飼図書センターにおきましても、土曜日の映画会の実施、同じく読書週間にあわせましてお話をいたします。あと夏における親子で図書センター等を見学するような、こういった催しにつきましても今までどおり実施させていただきます。

あと、指定管理者によります新しい提案事業としましては、この3月15日号の広報せつにも掲載はしておりますけれども、一つは、お父さん、お母さんのための読み聞かせ講座や子供の学習を支援する調べサポート講座など、読書習慣を定着させるための講座や催しは新しい提案として実施していただくことになっております。

○柴田繁勝委員長 野原委員。

○野原修委員 それでは、青パトの巡視なんですけれど、過去から何回かお願い

してきたことで、これは各課の連携という形で、過去、道路瑕疵という問題があって、それを青パトで回ってる人がそういうところ、本来は児童の安全、見守りということが主眼なんですけれど、その補助席に乗ってる人に、市内を回ってる時に道路瑕疵もあるんじゃないかということ、並行してやってもらえないかというようなことを、過去からお願いした形の部分で、どのような形でそれを実行されているのかされていないのかということもお聞かせください。これは、要望としてやっておきますけれど、巡視員も先ほどから出ますスクールガード・リーダーとか、それは警察OBの方とか消防退職のOBとか、そういう方がやっぱり危険な地域をよく知っておられると思いますんで、できたらそういう方を優先的に採用してもらおうということ、これは要望としておきますんで、よろしく願いしておきます。

続きまして、奨学金資金貸付事業で、15年、180か月にかけて奨学金を受けた人が返していくというのは理解できました。その総額、どのぐらいの金額が今あるのか。その滞納状況とか、そういう形のものでそういうのがあるのかどうか、それに対する対策はどのように打たれてるのか、その辺、お聞かせください。

教育相談事業のところ、ここに書かれております摂津の教育の姿のところ、読ませていただいて、ここで本当に今の子どもは、昔は困った子から、今、そういう形のもので、困っている子をどのような形で見っていくのかという、困り感に寄り添うという形の、やっぱり時の流れというのか、我々の時代は、本当にごんたの子とか、その辺をどうするかという形じゃなくて、今は、本当にそういう弱

者というのか、本当に内心のそういう子をどう手助けして、不登校の子をなくして、そういう形で立ち直らせるというのか、そういう形の道に導くという、大変な内心を抱えた子が多いと思います。

そういった中で、今、各大学にいろいろな形で募集をかけられているというのをお聞きしました。大学というの、近畿圏でこの北摂の大学なのか、どの辺まで、そういう形の募集をかけられているのか。

それと、私もこの議員になる前に、一つのPRのものを読んでいるときに、メンタルヘルスというところで、摂津の教育委員会がその講師を呼んで、そういう形の授業をやっているというのを聞きまして、そこに3か月間入講しまして、いろいろなことを勉強させていただきました。そういうところで、やはりそのメンタルヘルスを専門にしているような、そういう学校との連携というのか、そういうところはやっぱり心理学とかそういうことに関しては結構、いろいろな形でアドバイスできると思いますので、そういうところにボランティアのお願いとか、そういうことをされるのもいいんじゃないかとは思っていますので、これは要望にしておきます。

そういう中で、今、所長のほうもいろいろな形で、対策はとっていただいているんですけど、やはり、家庭と地域と学校の連携という、その主導権というのか、そのつなぎは、この教育相談所がやられているのか。また、その学級補助員の方との連携をどのような形で今、とられて行動されているのか、その辺の連携をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

その次、学校家庭連携支援モデル事業で、これは、一つの例なんですけれど、横浜市のほうが専任教諭ということで、

そういう取り組みをされてます。摂津市の場合は、大阪府の府教委のほうのそういう形の応援があって、こういう各市の、横浜市ですから、政令指定都市ですから、そこからの、摂津市やったら大阪府の府教委からの加配というんですか、ちょっと専門用語なんでわからないんですが、そういう先生を回してもらおうというような形の取り組みを、各学校で、そういう校長先生が自分のところにあったような形のもので、要望したり、そういう加配の取り組みについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、今の就学児指導事業のところで、9万円の内容で本当に細かい事業に取り組まれていると思います。これは、より強く充実した形でそのフォローをしていただきたいと思います。これは結構です。

続きまして、小学校給食事業のところで、献立の更新委託料のことはわかりました。これで、子どもたちによりよい、本当にバランスのとれた給食を今後続けていただきたいと思います。

それと関連してなんですけれど、過去一般質問でもさせてもらったんですけど、そのときに、給食費の滞納という形が、摂津市の場合は本当に数少ない形のところで、あるという形はそこに現実としてあるんで、その取り組み、それ以外、それからどのような形で取り組まれて、どのような効果が出ているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

それと、就学前教育推進事業のところで、多分、前の委員のお答えのところ、検討推進委員会に資料、手引きは任せるといような形をお聞きしたんですけど、今回の代表質問でもお聞かせしていただいたところに、家庭を学びの場にとりいう形で、すばらしいこの11の目標が

出ております。この11の目標の内の1、2、3のところなんかは、完全に、早寝、早起き、朝ごはん、褒めることを忘れずに、ルールづくりは十分話し合っ、というすばらしい内容の目標が掲げられております。こういう形のを、検討委員会の皆さんはもう御存じで、こういうのをベースにそういう形のを今後つくって、手引きをつくっていかれようとしているのか、その辺の内容を少しお聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、幼稚園施設運営事業のところ、下水道が供用開始されているところで、とりかひ幼稚園ですか、つないでもらったという形で。

あとは、公共施設の学校関係で、こういう公共下水道につないでないところがあるのかなひのか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

イベントカレンダーに關しましては、これは今、いろいろなイベントは多分摂津広報とか、インターネットか、そういう形で多分お知らせされていると思ひます。このイベントカレンダーは、ボランティアで人間科学大学とかふるさと摂津案内人の方とか、いろいろな方、文化連盟の方とかがかかわられて、ボランティアで一応つくられているという形で、このやっぱり高齢者の方、特に興味のある人は、なかなかインターネットは見れるような手法を持っておられない。それで、また、これにかかわっている人にお聞きしましたら、なかなかそういう情報を吸収できるというのは、やはりこの紙というか、紙媒体というか、手元にあつて、そういう形を見れるようなものが一番参考になると言われてましたんで、今後の取り組みなんかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

図書館施設管理事業のところ、今、

池上館長のほうからお聞きしました。委託してますます充実して、市民に喜ばれるようなそういう図書館になっていくということは、大変有り難いというか、すばらしいことだと思ひます。

そういった中で、より主導権というか、委託してもやはりその管理というのか、その主導というのは、やっぱり市の方がそういう形の市民のニーズに合ったような形のもので提供していくという形の中で、過去からも願ひしたような形、摂津市には図書館が少ないということで、その図書館を有効に活用できるというのか、気軽に返却できるという形に、何回か願ひした返却ポスト、やっぱり通勤のときとかに気軽に返せる、その自分の手元の本が残っているというのではなくて、見た物をすぐ返せる形で、循環できるような、その返却ポストみたいな形を今後とも押し進めていただけるのかどうか、そういう市民の利便性をより向上するための取り組みを、今後とも進めてもらえるのか、それをお聞かせください。

温水プール事業、これも多分指定管理になってから、新たな事業を展開されていると思うんです。その展開されていることを一つまた、どういう形で指定管理になって、図書館のような形で新しい取り組みがはじまっているのか。

また、この間テレビを見てましたら、幼児教育のときで、ゼロ歳児から3歳児の乳幼児がプールを使った形で、そこで子どもを泳がせるという形で、そこで生きる力というのか、やっぱり親の言うことを聞かないと生きれないというか、何かそういう水遊びを通じてきっちりしつけるというような、そういう取り組みも効果が出ているというようなことも、この間のテレビで見ましたんで、だから、そういうことも一つの提案として今度委

託した先に、そういうことを提案していただくということもできるのかどうかということをもたお聞かせください。

それと、市民マラソン大会、これは、定着してきた事業かと思えます。まだ718名で、今、東京であり、大阪であり、そういうところですごく健康の面で、そういう予防医学という形のもので盛んになってきております。そういった中で、代表質問でも言わせてもらったんですけど、やっぱり淀川河川公園というのは、摂津市にとっては大きな、そういう憩いの場所ということで、またスポーツ施設の一つとして、これはすごく大切な場所になってくると思えます。

そういうところで、この淀川河川公園を摂津市民が、そういう形で有効に使っていくという意味では、この市民マラソンをより発展的な形で、一つのイベントにしていく。摂津のPRをしていくことによって、摂津ブランドという形のところまで発展できるようにするためには、今、独自でわいわいがやがや祭りみたいな市民の方がやっておられるような、そういうイベントもあるように聞きます。

そういう形のものと一緒にイベントを一緒にして、集客を多くするような形、また、聞いたら2キロ、5キロ、3キロ、10キロですか、何かいろいろなコースがあって、帰ってきた、やっぱり親子で参加されて、子どもが戻ってくるお父さんを待つ間、お母さんを待つ間、そういう形のところで遊べるような形のもので、何かそういうボランティアの団体とタイアップして、そういう形で全体で楽しめる、一日を楽しめるような形のもので今後発展的なものを考えられないかということをお聞かせ願いたいと思えます。

以上、2回目を終わります。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、私のほうから2点、御質問にお答えいたします。

こども安全巡視員の青色パトロールの巡回にあわせて、道路瑕疵等のパトロールも並行してできないかといった種の御質問だったと思えます。以前にも要望がございました。この道路瑕疵等についての通報ということでのこともございました。教育委員会、我々といたしましては、本来、青色パトロールにつきましては、警察の指導管理下にございますけれども、これとてそれに専ら専念するというところでございます。

しかし、委員からの御要望もございましたので、市内を巡回しております、やはり子どもたちの安全面において、気に掛かる場所も多々ございます。したがって、道路の陥没や歩道、また水路の柵等の危険箇所や朽ちかけている標識、また注意看板など、子どもたち、また市民の方々に危険を及ぼすような箇所がございましたら、その場所をデジタルカメラで写真に収め、地図上に場所を一応確認をいたしまして、その報告といたしますか、報告書を作成いたしまして、関係する担当部署に報告をさせていただいております、その後は各課においてその対応をいただいているということでございます。

続きまして、公共下水道の学校施設関係で、ほかに残っていないかということでございます。平成22年度昨年の夏に、第二中学校と鳥飼東小学校の供用開始に伴う下水道への切りかえの工事を既に終えております。

この平成23年度に、とりかい幼稚園を接続することによりまして、あと、公共下水道の供用開始区域外の学校は、第四中学校のみということになります。第四中学校のほうは下水道のほうからも、

まだ供用開始の告示の連絡も受けておりません。この告示がなされましたら、速やかに、工事に着手できるように、国の交付金の申請手続き等を滞りなく進め、切りかえに努めたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 私のほうから、学務課にかかわります2点の御質問に御答弁申し上げます。なお、就学前の教育推進事業に関しましては、学校教育課のほうで御答弁させていただきます。

まず、奨学資金でございますが、昭和46年からデータを持っておりますが、これまでの貸し付けの総額が約1億6,600万円。返済総額が9,900万円。単純に割り戻しますと約60%ということになりますが、これをもって滞納の部分であらわすということは少しできないかなというふうには思っております。

これは、先ほど申し上げましたように、返済期間が15年と非常に長いということと、あとは仮に高校卒業後、大学に行かれた場合には、返済猶予ということもございますので、そうしますと20年近くということも考えられます。したがって、なかなか滞納の状況というのをつかむのは難しいわけなんですけれども、仮に、返済計画15年の中で、10年目までに20万円返す計画であったのに、20万円に達していなかった方々を滞納者というふうな扱いをしますと、その割合は約20%ということになります。

最も古い滞納者といいますか、返済期間が終わられて、まだ返済額が残っておられる方なんですけれども、昭和58年に期間が終わっておられる方がおられまして、それが一番古い方なんですけれども、その方を含めて、返済期間終了後、まだ滞納がある方についてはすべて、居所については把握をしておりますので、

定期的に文書、若しくは近くの方、近畿圏の方については、訪問等をする中で回収に努めておるのが現状でございます。

次に、給食関連のこちらの収納状況等でございますが、ここ2年ほどは収納率といたしましては99.5%ないし6%ということで推移をしております。

その滞納額にいたしましては、年々言いますと70万円程度なんですけれども、これがやはり積み重なると、非常に大きな額となってまいります。

現在、摂津市では、9年間、義務教育の9年間にプラスの1年、10年その追跡徴収といいますか、回収の努力を学校を中心にさせていただいているということになっております。この部分は、基本的に、これまでは学校に寄るところが大きかったんですけれども、やはり学校間でのばらつきが多少なりともございました。その部分を統一して、より回収にかかる部分を強化しようということで現在考えておまして、市で滞納台帳なり、督促、催告のタイミング等をできるだけ統一してやっていくということで、今、学校のほうとの調整をしております。

できましたら、平成23年度の後半、若しくは平成24年度には議会のほうでも御承認いただいております関係の専決の処分の中で、少額訴訟なり、支払い督促なりの制度が活用できることになりましたので、悪質な方については、その部分に移行できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 子どもの困り感に寄り添うということで、フレンド派遣で大学の関係でございますけれども、本年度は9大学、九つの大学からきております。梅花女子大学、追手門学院大学、龍谷大学、大阪大学、大阪人間科学大学、



大阪経済大学、それから関西大学、それから京都女子大学、そして近畿大学というような、実際にここに通えそうな学生でないと困りますので、割と近隣の大学に声を掛けながら進めております。

それから、連携のことでございますが、現在、子育て支援ネットワークというのを市の機関、子どもにかかわるような機関がネットワークを結んでおります。

更に、府の機関でございます子ども家庭センター、そして摂津警察、それから茨木保健所などとも必要に応じて連携をとりながら、そして、更に地域では民生児童委員とかとも連携をとりながら、実際にその御家庭はどういう状況と申しますか、様子なのかというのを見にいらしてもらったりというようなこともしながら、多方面に連携入りまして、どこの機関に情報が入っても、必要な機関が集まって対応するというシステムにはなってございます。十分にそれが効果的に回るように、それぞれの機関で連絡調整をするということで、必要に応じて、学校も含めてケース会議も開いておるという状況でございます。

○柴田繁勝委員長 前馬次長。

○前馬教育総務次長 それでは、大阪府からの加配教員の状況について、まず御答弁申し上げます。

私どもが加配、加配と申しておりますけれども、学校の教職員の定数は、学級数に応じて定められており、それ以外に、課題に応じて定数に加えて配当される教員のことを加配教員と呼んでおります。

さまざまな加配教員がございまして、御質問の意図から申しますと、生徒指導にかかわる加配教員がどうなっておるかということでお答え申し上げますが、まず、児童生徒支援加配教員、これは小学校3校と中学校1校に配当されております。

児童生徒支援加配教員は、生徒指導の体制のリーダーとなって、生徒指導を推進していく、そのような役割を担っております。

それから、こども支援コーディネーターが、中学校2校に配当されております。こども支援コーディネーターの役割は、もちろん生徒指導的なことも中心にはなりますが、さまざまなつながりをつくっていく、小中の連携、あるいは地域との連携、このような連携をいかにしてつくっていくかが主な任務であります。

日本語指導加配教員、これが小学校1校に配当されております。日本語の指導が必要な、例えば渡日の児童生徒、あるいは中国帰国子女等の関係での児童生徒に、いかに日本語を指導し、日本の生活に適応しながら、また母国の言葉についても忘れないようにするという指導を行っていくか、これを全市的にこの加配教員がリーダーとなって行っております。

それから、もう一人、不登校対応加配教員がおります。不登校の対応のために、いかに組織をつくるか。本来は、学校配当なんですけれども、研究所に配置しまして、不登校対応の会議を主催するなどの活用を行っておるところでございます。

いずれにしても、さまざまな組織、チームの中心を担うそのような役割を現在、担当しているところでございます。

次に、11の目標と就学前教育にかかわってでございます。私ども、全国学力・学習状況調査の結果を報告する際、あるいは、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を報告する際、このいずれの場合にも、この「家庭を学びの場に、11の目標」をこの資料に添付しております。やはり、子どもたちに学力あるいは豊かな心、体力、健康を育てていくためにも、家庭というものがさまざまな意味

で学びの場になっていく必要があると思っております。それで、11の目標をわかりやすくまとめて、啓発に努めておるところでございます。

就学前教育検討推進委員会との関連でございますが、現在直接的にこの目標を使って、手引きに生かすとか、そういう御提案は申し上げておりません。

ただし、先ほど御指摘いただきましたように、特に最初の三つの目標は、就学前に大事なものと我々は思っていますし、就学前教育検討推進委員会でも2度、小学校の教員と保育士、それから幼稚園教諭が一堂に会しまして、意見交換も行いました。

その中で、例えば食事の指導において、就学前では食事に当たって、楽しく食べるコミュニケーションというのを大事にしたい。しかし、学校の方では時間を守る、あるいはルールを守ることを中心にしたい。このように、少しずつあります。どちらも大事なことです。そのような中で、特に家庭において、食事のときにはどんなことを考えるか。褒めることということをして食事のときにすると効果的でしょうし、しかし、だらだらだらだら食べる、あるいはテレビを見ながら食べることはよくないでしょうし、材料として、今話し合っておることは、この11の目標につながることであると思います。

そういう意味では、特に就学前教育にかかわる教員、あるいは保育士、また保護者にもこの11の目標を、形を工夫しながらお伝えし、啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ課にかかわります3点について、御答弁させていただきます。

まず、セッピイベントガイドについ

てでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、現在公共施設へ配置する、また駅や各種スポーツ関係団体へ配布する、またイベント等で委員のほうから配布いただく、こういったことにおきまして、多くの市民の方がそのガイドを手にとっていただき、その中身をもとに各種イベントに参加されるきっかけづくりの一つにはなっておると考えております。

しかし、一方で限られた方にしか情報が届いていないであるとか、やはり情報の伝達は口コミや手元にある資料、やっぱりこれがベース、紙ベースが基本だという声も聞いております。また、若い人からは、やはりホームページの逐次更新、内容充実、こういったものがやっぱり情報を収集する手段であるといった声も聞いておるところでございます。

このイベントガイドの発行の目的は、一人でも多くの方に文化情報、スポーツ情報を知っていただき、それに参加していただく、観賞に訪れていただくということが大きな目的でございます。そのためには、例えば自治会へ配布する、また公共施設に目につくような専用のパンフレット台を置く、あと、ホームページの内容を充実する、市の広報紙に掲載する、いろいろな手段があると思います。

そういったことも踏まえまして、どのような内容であれば興味を持っていただけるのか、どのような配布方法が一番効果的なのか、文化振興市民会議の中で皆さんと検討していきたいと思っております。

次に、温水プールの新たな事業展開でございますけれども、温水プールでは、水泳教室を4期に分けて開催しておりますけれども、平成22年度には7月から8月にかけて、7月10日から8月

28日の毎週土曜日なんですけれども、午後1時半から2時半までの間、障害児の子どもをお持ちのお母さん方からの要望によりまして、5歳から12歳の障害児の方と保護者の方が一緒に入っただく、障害児スキンシップ教室というのを新たに組みました。多くの障害児をお持ちの保護者の方からは大変好評を得た教室であり、平成23年度以降も継続していきたいと考えております。

それと、乳幼児を対象とした教室なんですけれども、現在年間4回、1期あたり10回、水泳教室というのを開催しております。子ども対象では1歳半から3歳児の乳幼児を対象に、保護者と一緒に入っただくのが条件なんですけれども、親子教室を開催しております。

目的は、親子で楽しく水慣れということでございます。御提案のベビースイミングなんですけれども、これにつきましては、3歳以上が水泳技術の上達は効果があるといわれておまして、3歳未満では技術的な効果は余りないんじゃないかという専門家の御意見もあります。

ただ、親と子どもが一緒に入ることによってスキンシップが生まれるとか、一日のリズムが作りやすい、よく寝るようになったとか、ごはんをよく食べるようになったとか、また、皮膚や風邪に対して抵抗力がついたんじゃないかなど、そういった意見もあるようでございます。

近隣、茨木市のほうでは6か月から3歳児を対象にしたそういったベビースイミング教室というのもされております。本市で取り入れる場合、更衣室、特におむつの交換とかの更衣室の問題もありますし、運営体制と監視体制、こういったことをどうするかということも、指定管理者であります水泳連盟と協議しながら実施に向けて検討していきたいと考えて

おります。

次に、マラソン大会の生涯学習関係団体等との連携なんですけれども、マラソン大会、31回を数えるイベントでありまして、本市のスポーツ振興事業の中心的なイベントとして定着はしてきていると自負しております。

また、文化振興条例の中でも第9条スポーツ文化の振興というのがございまして、その中で「水の文化をつなぐまち摂津」を目指して、市民、行政が協力して、文化やスポーツの振興に取り組む、こういったことにもなっております。この淀川河川敷を活用したマラソン大会というのは、この理念にまさに合致するものではないかと考えております。

現在、スポーツ関係団体とか福祉関係団体に御協力いただいて、マラソン大会を盛り上げていただいておりますけれども、御提案の生涯学習関係団体の方に御参加いただきまして、応援される方、また、走られた後の余っている時間なんか、そういった手づくりのコーナーとか昔遊びのコーナー、また淀川の歴史を紹介していただくことは、マラソン大会が健康づくりの場であるとともに、郷土愛を育む場とか、親子のふれあいの場をつくる場にもなると考えておりますので、そういったお申し出がありましたら、実行委員会の中でどのような参画方法があるのか、検討してもらいたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 野原委員の2回目の御質問に、御答弁申し上げます。

返却ポスト等の図書の返却先をふやす考え方についてでございますが、現在、市民図書館、烏飼図書センターの二館があり、利用者の利便性を図るため、現在は千里丘公民館、コミュニティプラザに

おいても予約本の引き渡し、返却ができるよう今現在はなっております。

また、昨年12月からインターネットから蔵書の予約もできるようになっておりまして、本市の地理的特性から申し上げましても、まずは現行での運営をしっかりと引き継いでもらい、利用者の利便性及びサービスの向上を図ってもらうことを、まずは優先に考えておりますが、指定期間は5年間ございます。

まず、平成23年度におきましては、民間運営のよさ、あと独自のカラーを出してもらいつつ、平成24年以降に年度協定を結ぶ中で、教育委員会、指定管理者との双方で協議し、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○柴田繁勝委員長 野原委員。

○野原修委員 一応、今いろいろお願いしたり、質問したことは、また決算のときに検証させていただきますので、1点だけ考え方をお聞かせ願いたいと思います。

奨学資金貸付なんですけれど、これは、高校へいく、高校のいろいろな形の援助という形で多分つくられてやられていると思うんですけれど、今、現政権がどういう形になるかわからないですけれど、高校無償化という状況のもとで、この制度が今後とも必要なかどうか。違うんだったら教育長も就学支援のところで答えられましたような形で、本当に有効な手の届くような形の制度に、変更する必要があるんじゃないかなとは考えるのですけれど、その辺のところの考え方をお聞かせください。

ほかに関しましては、今、就学前のところもそうですし、教育相談所もそれぞれ努力していただいた形で、本当にいい方向に進んでいると思います。

ただ1点、食育に関しては、余り取り上げられてないというか、注目されていないというか、ここの食育は大切な問題だと思いますし、やはり就学前にしましても、やっぱりこれから入学するときに、お母さんにどういう形の朝ごはんをつくって子どもたちを小学校に入学させるか、その辺の必要性。

昔、私がちょっと小学校のほうにお伺いして、お話しをさせてもらった校長先生から話があったんですけど、そこは食育がすごく発達してて、その献立表なんかを子どもに持って帰らせて、お母さんにそういう形のレシピを渡すような、そういう小学校で取り組みをされてと思います。

だから、そういう形のところで、やっぱり食育という形の考え方、これはもう親子関係の一番大切なところで、子どもがいかにかまっすぐに育つかというのは、どんだけ愛情を受けているかというのは、やっぱり就学前教育にもつながりますし、学校教育にもつながっていくと思いますので、この辺にも特に注目して、今後ともやっていていただきたいと思います。

これで、3回目を終わります。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋学務課長 そうしましたら、3回目の御質問に御答弁申し上げます。

高等学校奨学金制度についてでございますが、御承知のとおり、第4次の行財政改革実施計画の見直し項目としてあがっております。先ほども少し御答弁させていただきましたが、公立高等学校の授業料相当額を貸与するという形で長きにわたって運用させていただいております。

この授業料が、国及び大阪府の支援制度によりまして、公立高等学校は実質無償化ということになっておりますし、私立高等学校につきましても、大阪府の大

幅な支援ということもございまして、年収ベースで610万円の方々までは、私立の高等学校についても実質的には無償化に近いような形になっております。

それとあわせまして、大阪府の育英会の奨学金の貸与制度というものが、まだ現在も残っております。したがって、その部分を総合的に考えましたときに、現在の授業料相当額の貸与を行うという現行の制度については、一定役割を終えたものというふうに考えております。

しかしながら、子どもにかかる学習費と、就学援助のところでも少し議論のありました低所得化という部分を踏まえ、またときに、市の政策として、やはり低所得の方々に対する何らかの支援というものは、必要になってくるだろうということでは認識をしておりますので、その辺りを踏まえながら見直しについて、今後詰めていきたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後2時37分 休憩)

(午後2時38分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

議案第18号の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 議案第18号、摂津市民図書等協議会条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案参考資料(条例関係)の1ページ及び2ページもあわせて御参照ください。

現行の摂津市民図書館協議会は、図書館法第14条に基づき、摂津市民図書館長の諮問を受け、摂津市民図書館の事業について館長に意見を述べる機関として設置しております。

市民図書館及び鳥飼図書センターにつきましては、平成23年4月1日から指定管理者が管理運営いたします。これによって、図書館長が民間の館長となりますが、教育委員会の附属機関である図書館協議会が民間館長の諮問機関、意見具申機関となることについて、条例上整理する必要があること。公立図書館の運営に住民の意思を反映する制度として、図書館協議会は今後も必要であること。指定管理者による市民図書館及び鳥飼図書センター2館の図書館運営について、評価モニタリングする第三者機関としての役割を持たせること。以上の3点などを勘案し、指定管理者制度導入後の市民図書館及び鳥飼図書センターの適切な管理運営を図るため、新たに教育委員会の諮問機関として「摂津市民図書館等協議会」設置のための条例を制定するものでございます。

本条例は、平成23年4月1日から施行するものとし、あわせて現行摂津市民図書館協議会条例を廃止するものでございます。

また、今回廃止いたします摂津市民図書館協議会にかかる委員の任期は、条例廃止に伴い、平成23年3月31日に任期が満了することとし、今般の条例の廃止及び制定に伴い、議案参考資料2ページにあるとおり、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」別表中、「市民図書館協議会委員」とあるのを「市民図書館等協議会委員」に改め、一部を改正するものでございます。

以上、議案第18号の補足説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、摂津市民図書館等協議会条例制定の件で質問させてい

いただきます。

今、御説明いただきましたが、この4月から指定管理者制度が図書館で導入されるということで、民間の館長の諮問機関ではちょっとまずいよということで、教育委員会の諮問機関として改めて再編成をされるというようなことだというふうに思います。

改めて、ちょっとこれまでの名称で言いますと、図書館と協議会の間に等という1文字が入っただけですけども、中身的には大分大きく変わるのかなというふうに思いますので、その点、御説明をいただけたらと思うのですけれども、これまでの図書館協議会と今度の図書館等協議会で役割、今少しお話がありました、メンバーであるとか、それから開催の時期であるとか、それから新たに役割が今指定管理者に対するモニタリングや評価というものも、つけ加えるというお話でありましたけれども、もう少しその点について御説明をいただけたらと思います。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 安藤委員の1回目の御質問に、お答え申し上げます。

4月から、民間の指定管理者の運営になるわけですけども、第三者機関、モニタリング等の部分を含めた新しい機関ということで、二館あわせて市民図書館等協議会になるわけです。今までは、市民図書館、1館だけの市民図書館長の諮問機関だったわけなんですけれども、今回は二館あわせての第三者機関という形で設立させていただきます。

委員の構成でございますが、条例上でいいましても10名以内と。今、現行の委員におきましても一応10名でございます。

所属等の構成につきましては、条例で

も謳っております学校教育関係者、学識経験者、社会教育関係者、家庭教育関係者ということで、四つの部分が第3条で定めた部分でございます。この部分におきましても、第5項の部分で、前項にかかわる部分でどういう委員を委嘱するかにつきましては、今の予定から申しますと、市民公募を含めた2名を入れた各関係者から2名ずつ、約10名を想定しております。

その市民公募等の日程、スケジュールなんですけれども、一応、4月から委員の公募等を開始させていただきまして、できましたら7月1日には委嘱させていただいて、第三者機関の役割を担っていただくと、このようには考えております。

大きく役割といいますと、第三者機関なので、今度は教育委員会に対してしっかり意見を言っていたら、市民図書館等が行う運営管理、行事等を検証していただいて、しっかりモニタリングの中で意見を言っていたら、そのようには考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今までは、図書館法に基づいて設置されていた図書館協議会、これが指定管理者との関係で教育委員会からの諮問機関という形になるわけですが、法的な位置づけというのはどのようになるのか、お聞かせいただきたいということ。

それから、第三者機関として指定管理者が、適正に摂津市の図書館の運営について方針に則っているのかとか、市民の評価とか、あわせて指定管理者に対するモニタリングをやっていくということでございますが、これまでの図書館協議会のメンバープラス市民の公募ということになっておると思います。そういったメンバーで、第三者機関としての役割をど

のように果たしていけるのかなど。その点、第三者機関として、どんなことを具体的にモニタリングをしていくのか。この間も議論をしてみましたが、当該行政サービス等に応じて、専門家の意見も聴取しているかというようなことも、総務省の留意事項の中には含まれているわけですが、その協議会のメンバーの中に専門家の方がいらっしゃるのか、若しくは専門家に聞くというような場合があるのか、そういったこともちょっとどんなふうに考えていらっしゃるのか。

それから、どうしても図書館協議会、今までもそうですが、学校関係者、社会教育関係者、利用者であった人とPTAのほうに役職が回ってきたりということ、機能を果たしていなかったということは言いませんけれども、きちんとやってこられたかと思えますけれども、充て職というような意味合いというものもあったかと思うんですね。

ただ、今後、第三者機関として教育委員会からの諮問を受けて、意見を教育委員会のほうにあげていくという点でいきますと、少し機能強化というものも必要なのではないかなというふうに思いますが、その点についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

協議会は、今、公募が4月に行われて、7月1日ぐらいに委嘱して、協議会を開きたいということですが、年間どのようなスケジュールでやっていこうとされているのか、お聞かせいただけたらと思えます。

それから、もう一つ、先般の議論の中で、図書館に対する第三者機関として、その中に指定管理者と教育委員会とそれから図書館等協議会のメンバーが入っての第三者機関を設けるというような御説明を受けたような気がするんですけど

ども、それとは別に図書館等協議会が第三者機関としての役割を果たすのか。その辺、少し私、こんがらがっておりますので、ちょっとその点、もう一回整理して教えていただけたらと思えます。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 ちょっと1回目で不足していた部分がございます。開催なんですけれども、まず1点目は。

開催につきましては、想定しているのは年3回でございます。

あと、今言われましたように、指定管理者と教育委員会との協議の場が、一つは基本協定の中にも盛り込んでおります。それと、市民図書館等協議会、これは分かれております。機関としては分かれております。あと、機関の中で分かれておりますけれども、モニタリングに関する要項、前回説明させていただいたとは思いますが、モニタリングの要項の中で、実施者としましては指定管理者、教育委員会、第三者、これは施設利用者ということで、第三者機関の図書館協議会等協議会のメンバーを構成させていただくと。その中で、実施時期は定期または不定期ということでお答えさせていただきましたと思うんですけども、実施方法としましては、どういうふうに検証していくと言いますと、報告書、指定管理者のほうからヒアリングを受ける、アンケートを書いていただく、教育委員会が図書館等立入等で確認していくと。

あと、指定管理者のほうでは、教育委員会に対して業務報告書の提出、図書館利用者へのアンケート調査等を行っていただく。そういった部分を含めまして、双方で協議して、図書館が行う図書館奉仕事業等について、検証を行っていくということでございます。

あと、公募の部分ですけども、今現

在は公募ではなく、各団体のほうから推薦をいただいたメンバーの中で、構成しておるわけなのでございますけれども、あと、今回市民公募ということで、4月、5月に実施させていただいて、約2名を市民公募から求めるつもりでございます。この分については、できましたら家庭教育関係のそういった家庭教育支援活動家とか、そういった方を想定しております。

あと、委員の中のこういったメンバーの中から、モニタリングに関する検証等の専門的な御意見をいただく件につきましては、今現在、学識経験者も含めまして2名おられます。そういった方の部分と、実際に図書館を利用して、市民ボランティア団体、そういった読み聞かせの団体等の委員も1名おられますし、そういった方の視点、専門的な視点も含めまして、図書館運営に関しての御意見をいただいて、教育委員会として意見をもらおうと。それを検証していく機関として、第三者機関の市民図書館等協議会が設立されるとこのように認識しております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 最初に、法的にはという御質問があったかと思っておりますけれども、今回、提案説明でも説明させていただきましたけれども、図書館法第14条という部分につきましては、摂津市民図書館長の諮問機関ということではなくなりますので、図書館法という法的な縛りというのとはなくなります。

ただ、今回、この条例をあげさせていただきましたのは、基本的にはこれまでの公的な図書館法による図書館協議会の内容と、何ら全く変えないということで考えております。それプラス、法的に条例上整理しないといけないということと、それから第三者機関の役割を果たしていただくということで、それがプラスになっ

たというようなことでお考えいただきたいと思っております。

それから、専門家に聞くという話がございました。これは、条例の中でも学識経験者ということがございますので、この学識経験者をもって充ててまいりたいというふうに考えております。

それから、現行の図書館協議会の中には、割合に、社会教育関係者の委員が多いというようなことにもなっております。この運営につきましては、各団体からの、先ほど充て職という話がございましたけれども、各団体から選任された方が入っておられるというようなこともあります。

今後、この図書館等協議会につきましては、充て職ではなく、社会教育関係者、それから学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者というようなことで、それぞれのいってみたら人を対象に選任してまいりたいと考えております。

ですから、現行PTAの例えば役員の方が入っておられますけれども、PTAの役員ですと1年に1回交代されるというようなこともございます。そういったことから、この委員につきましては、2年の任期ということになっておりますから、そういったところで継続的に委員として入っていただける方、それから学校教育の関係者におきましては、校長会の推薦というふうになってますけれども、今考えているところでは実際に、そういう学校図書館の業務に当たっておられる方が好ましいのではないかというふうには考えております。

いずれにいたしましても、市民公募も含めまして五つの分野、10人ということでございますけれども、今具体的にはどなたということが決まっております



し、現行の図書館協議会の方が全く外れるということも考えておりません。そういうところは、新たな条例をもとに選任してまいりたいというふうに考えております。

それから、前回の第4回の定例会であったかと思えますけれども、第三者機関に評価モニタリングをしていただくという、私、答弁いたしました。この機関とそのときの答弁の機関とは別のものか、同一のものかという御質問でございましたけれども、この図書館等協議会をもって第三者機関として充てたいというふうに考えております。

それから、この図書館等協議会の役割、評価モニタリングの役割なんですけれども、指定管理の部分で、経営の部分につきましては政策のほうで、そういった外郭団体だけになるのかどうかわかりませんが、団体の経営についての評価モニタリングは政策推進課であると。

我々、教育委員会の図書館等協議会におきましては、図書館の事業そのものが指定管理者として、公立図書館の役割にあった運営をしていただいているかどうかということ、評価モニタリングしていきたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 御説明いただきまして、大体わかりました。

思うんですけれども、今回も直営から指定管理者制度になって、先ほども館長のほうからも3月15日付けの広報で、4月からますます便利になりますということで広報もされているんですけれども、直営でできなかったことが今度は民間で指定管理者にお願いすることによってできるようになったと。

それは、民間のノウハウを活用して、市民サービスを上げるというようなこと

から当然、サービスがよくなるというのはいいことだとは思いますが、市として、これまで自分たちができなかったものが、民間にお願いして、それを市の方ができなかった立場の側が、お願いしてできるようになったような団体に対して、どのようにチェックができるのか、その辺が心配なんです。その点も、ちょっと率直に疑問に感じる部分はあります。それをどのように払拭していくのかということで、恐らくいろいろ工夫もしているんじゃないかと、法的には図書館協議会設置義務がないものも、やはり同じような機能プラス第三者機関という役割を持たせて、専門家の声も聞きながらやっていこうということをやられているんだと思うんですけれども、教育委員会として、図書館等協議会のほうにどういった項目で、こんなところは見てくださいというような諮問の内容というものを練られているのかどうか。

ただ、漠然と集まっていたら、どうですかというふうにやるものなのかどうか、その辺の諮問された後の協議会のほうも、ぱんと渡されても、やはり相手の指定管理者の方というのはプロで専門家ですから、やっぱりチェックする項目というのは、逆に先方のほうがよく知ってはるんじゃないかなという面もあるんです。

そうすると、先ほども議論もあります。主導権が市教育委員会から指定管理者の側に移っていく中で、本当にチェックしなければいけない、モニタリングしなければいけないところで、市教育委員会の側のほうがだんだん弱くなっていくことも心配されると思いますので、その点の注意事項等をどのように認識しているのか、ちょっと最後にお聞きしておきたいというふうに思います。

第三者機関は先ほども館長からも、それから部長からもお話がありました。協定書の中にある事業者の方と市教育委員会と、それから利用者の代表として図書館等協議会のメンバーに入っているというチェック機関もありながら、同時に図書館等協議会が同じように、大切な機関としての役割も担うということでもありますから、二重のチェック、モニタリング評価、同時に市民の声を図書館運営に評価していくんだというようなことで認識したわけですが、そのとおりでいいのかだけ、その2点、ちょっと最後に聞かせてください。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 再度、3回目の御質問にお答え申し上げます。

第三者機関の役割を果たしてもらおう部分なんですけれども、指定管理者の一番重要としているのは、利用者の視点、サービスの向上、サービスの低下を招かない、そういった利用者本位の視点をまずしっかりと平成23年度で引き継いでいただきたいと、このように考えております。

あと、相手はプロといいますけれども、まず、やっぱり1年目からいきなり独自のカラー、自分ところのカラーをすっかり出せるわけでもないわけですから、まずは今まで市直営でやってきました事業も含めて、市民図書館と鳥飼図書センターがやってきたやり方とか、そういった部分も含めまして、しっかりと利用者の視点になって引き継いでいただいた中で、サービスの低下を招かないということを考えております。まずは、やっぱり利用者視点に則って、サービス向上を目指していただくと、このように考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今、御説明いただきまし

た、利用者のサービスの低下にならないというのは当然のことだと思いますので、お願いしたいと思いますが、例えば、市民の声を生かしていくこと、声を図書館運営に生かしてもらいたい。

これまで直営であれば、仮にこういうこともやってほしいということについて、図書館長に諮問、意見があがって、図書館が図書館長はじめ、教育委員会の皆さんが直接議論をして、それなら、取り組みましょうというのが、いうたら、一本で済んだものが、これから指定管理者との契約もありますので、それが教育委員会や諮問機関からそういう意見を受けて、今度指定管理者と交えた中での市民の声はこうですよということで、こういう反映をぜひしてほしいということで、指定管理者と協議をしたりとか、相談をしていくというようなところで2段階になってくるかと思えます。そこには当然その市民サービスの向上ということで、指定管理者のほうもそれに応えようという姿勢は当然あるかと思えますけれども、そこに費用が発生してくるような場合も中にはあると思うのです。

契約は、債務負担行為で5年間の契約をされているわけなんですけれども、その費用が発生した際に、協議事項とか、その点、市民からこういう声があがって、これは皆の声なんやと、やってもらうのは協定書にはなかったけれども、ぜひやってほしいというときの費用が発生した場合の取り決めですとか、その費用の中でやってもらうとか、そういったところまで話ができていいのかどうかだけ、ちょっとそれももう一回最後の確認が2度あって申し訳ないですけど。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 指定管理期間は5年間ございまして、毎年管理経費の支払

いということで、年4回支払うわけでございます。

あと、市と指定管理者の関係なんですけれども、指定の期間中に賃金水準とか、物価水準の変動により、当初合意していますけれども、指定管理料の額が適切な、本業務の履行の対価でなくなったと認めるときは、相手方に対して、指定管理料の額の変更を申し出ることができるということを、協定書の中で項目を設けております。その申し出を受けた場合については、双方が協議に応じなければならないと。それと、変更の要否及び変更金額等についても、協議しながら決定するものという項目を基本協定書の一項目の中で設けております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 先ほど、図書館等協議会が評価モニタリングできるかという話がございましたけれども、私ども、これから指定管理者と細部について協定書を結びます。

その中で、こういった仕様書も提示して、この業務についてやってくださいということで結びますので、新しい図書館等協議会の委員につきましても、公立図書館の役割を十分理解していただき、この仕様書等も示して、この仕様書に沿って指定管理、図書館運営をしておられるかどうか、そういったところをモニタリングしていただくということになるかと思っております。

それから、その費用の発生の問題ですけれども、こういった仕様について協定書を結んで、その仕様の中身について、市民の方から指定管理者としてその業務を全うしてないというようなことがございましたら、それは費用が発生することなくして、これは指定管理者のほうで改善していただく項目であろうと考

えております。その分については、費用は発生しない。ただ、私どもが年度の途中で何か新しい事業をやってくださいというようなことが出てまいりますと、双方協議して、指定管理料を改めるということになるかと思っておりますけれども、少なくとも、年度年度で年度協定書を結びますので、その中で債務負担が5億円ということで結んでおりますけれども、当初年度は9,224万円だったと思うんですけれども、そういった金額で契約しております。ですから、その分はこの5年間の中に、摂津市として新しい事業をやっていただきたいというようなことが出てまいりましたら、その分は費用は発生するであろうというようなことも考慮いたしまして、債務負担については5億円ということで結ばせていただいたというようなことでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 御説明いただきましたので、大体わかりました。

指定管理者制度がスタートするわけですので、指定管理者をすることによっての弊害というものを考慮しての第三者機関ということでもありますので、その弊害が表に出ないように、この図書館等協議会が運営されることを期待したいと思います。

同時に、当然、市民の公募も募るわけですし、市民のサービス施設のことですので、当然、協議会の中身については公開であり、中身の公表というのもしっかりとさせていただくように確認の意味で要望としておきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 ほかに、質疑はありませんか。

南野委員。

○南野直司委員 摂津市民図書館等協議会の設置の条例設定ですけれども、私の

ほうから二つだけ、要望という形でさせていただきます。

安藤委員からもありましたけれども、この協議会を開催していくに当たってのホームページ等々で、議事録のまた公開等々を検討していただいて、多くの方にそういうことを公表していくということが大事であると思います。

もう一点は、この3月15日の広報で出されましたけれども、図書館がますます便利にということで、この中では開館日がふえた、それから時間の延長等と、これは本当に市民の皆さんの声によって今まで図書館は、4月から指定管理ですけども、市民図書館、鳥飼図書センターとして、市民サービスの向上に向けて、一生懸命取り組んでいただいてまして、今回はこういうサービスの向上がとれたということで、公表していただいているんですけども、この条例の第3条の中の委員の構成ですけども、1、2、3、4、5ありまして、中身はわかるんですけども、例えば、今、ボランティアで各学校等々、活動していただいているボランティア団体の方の声とかありますね、しっかりとここに反映するように僕はしていかなあかんの違うかなと思う。

例えば、今ちょっと数字を忘れましたけれども、7人、10人以上の団体のボランティアグループの方には、1か月以上、本を貸し出せるとか、確かあったはずなんです。少人数でされている団体の方には、2週間ぐらいだったと思います。そういう声を聞いて、多くのそういった取り組んでいただいている方が、取り組みやすいように今後もそういうようにしていただきたいなと。もちろん、図書館はプロの方ですから、ノウハウは御存じだと思います。ただ、そういった関係団体の連携という部分で、更に向上します

ように、どうか検討していただいて、そういう専門的な方を委員に入れていただいて、その声を反映できるようにしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

以上、要望です。

○柴田繁勝委員長 ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

議案第22号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後3時29分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

議案第25号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後3時31分 休憩)

(午後3時32分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

議案第19号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 これは、予算審査のほうでもお聞きしておりました。教育研究所

から教育センターへということで新しい場所で既にオープンされておるわけですが、機能も強化されるということでもあります。

現地のほうも、先日見せていただきに伺ってきたんですけれども、今までの教育研究所が担ってきた教育相談、それからこども育成課が担ってきた、就学前の子どもたちを含めての児童相談、更には、教科等の教科書センターであったりとか、それから学習の指導上のさまざまな研究機関としてスタートしていくわけですが、予算のときもお聞きしたかと思いますが、そのキャパシティの問題ですね、それから会議室等の運用の問題であるとか、それから、見せていただきましたサーバーの部屋がありまして、各学校とつながっているコンピューターのあのサーバーですね、バックアップされる、当然、熱をもつものになるかと思いますが、その辺の安全上の問題であるとか、それから、今回の地震でそういう情報が集まっているところでの災害に対する予防ですとか、それから災害のあったときの復旧の状況であるとか、その点についてお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、施設面で、新たに建設したものではありませんので、今後の課題になってくるのかと思いますけれども、これまでもあの施設というのはバリアフリーの面でいうと、いろいろ問題のある建物ではなかったかなというふうに思うんですね。1階部分が障害センターということになりますし、2階に上がるにしても、階段であったり段差というのが幾つか見受けられるんですけれども、その点、今後の教育センターを訪れる方々、小さいお子さんから障害を持っておられる方々も含めて、来られる方がふえてくるかと思いますが、その点の施設のバリアフリー

の面について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 それでは、以登田参事。

○以登田教育総務部参事 まず、キャパシティの問題ということで、部屋の利用等でございますけれども、いわゆる主宰事業にしましても、大勢集まるようなものにつきましては、近隣のコミュニティプラザだとか、三宅柳田のホールを借りながら、全体の大きなものというか、たくさん人が入るようなものにつきましては、そういうような回し方をしていくということで対応したいと思っております。

それから、サーバーの部屋でございますけれども、これは、クーラーをずっとつけて、熱がこもらないような方策ではしておるところでございます。

それから、施設面でバリアフリー化の問題でございますけれども、これは、バクの家の方と協議いたしまして、一番表のところにインターホンがございます、そこで連絡もらえたら、バクの方のエレベーターを使って、2階若しくは3階の方へ、必要な部屋の方へそこを通りまして、バクのエレベーターで移動するというような形にしております。

サーバーで、地震も含めた災害への備えということでございますけれども、サーバー自身には無停電装置というのを付けておりまして、それで、しばらく電気がとだえたようなところでもバックアップというところでは、今直近のものがストップしましても、一つ前のところまではバックアップ機能がついているということでございます。

○柴田繁勝委員長 平尾参事。

○平尾教育研究所参事 サーバー室のことについてお答えさせていただきます。

先ほど参事が申しましたように、エア

コンをつけまして、年中気温を同じにして安全を図っております。

それと、あと地震等につきまして、先ほど申しましたように無停電装置をつけておりまして、急な停電につきましては、その場ですぐにそちらのほう働きまして、すぐに電気が切れるというようなことはございません。

二重の自動バックアップをつけております。DVDにも当然入るようになっておりまして、学校から集められた情報につきましては、そのバックアップ装置の中で保守をしまいいていきます。

ただ、災害で、先ほどもありましたように、大きな津波であったりとか、あの部屋が浸水したりとかいう場合については、ちょっとそこまではまだ私も業者と詰めてはおりませんが、少々の地震では大丈夫だということはこの前、業者と話をさせていただいて、答えをいただいております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 機構改革の中の目玉が、やはりその就学前教育と小中学校の教育と一体化していくということとあわせて、教育研究所の機能を強化していったら、総合的に子育ての相談を受けていくと、教育の相談を受けていく。実践をより多くの人に、摂津の教育の中身等を知っていただくということがあるかと思っておりますので、教育センターが新しい場所で、新しい機関として役割を発揮していただくように、ぜひ努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、施設面というのは、これからいろいろな課題になってくるかと思いますが、これまでもバクの家の方のエレベーターを活用して、以前はウィズ摂津として活用されてきていたかと思いますが、フロアの面でも、やはり段差、ト

イレに来るときでも段差があったりとかいう面というのは、幾つかある建物ですよ。把握していらっしゃるかと思いますが、多くの児童や子どもたち、小さいお子さんも来られると思えますし、乳母車で小さい子どもを乗せられて来られる方もいらっしゃるし、今後、そういう施設面も含めて、ぜひ、皆が寄れるようないい教育センターにしていきたいなというふうに思います。期待を込めてお願いとしておきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 ほかに質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 それでは、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午後3時38分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本

件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後3時41分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 野原修